

第四章 日本体育大学の発足と「日体」スポーツの発展

第一節 日本体育大学の設立と深沢への復帰

昭和二十四年三月、長年来の悲願であった日本体育大学の設立が認可され、茨城県稲敷郡阿見町にある体育専門学校キャンパス内に設置された。ここに新生日本体育大学がスタートを切ることになるのであるが、都心から離れたすぎた地理的条件のために入学志願者が激減し、昭和二十四年九月の開学以来、二年を待たずして世田谷区深沢の旧日本体育専門学校キャンパスに復帰するにいたっている。また、この復帰と同時に財団法人日本体育会は学校法人日本体育会に改組し、学校の維持・経営のみに従事する法人となった。そこでここでは日本体育大学の設立から深沢復帰にいたる経緯について点描してみることにしよう。

第一項 日本体育大学の設立

昭和十六年四月の日本体育専門学校の設立・開校は日本体育会体操学校を大学へと昇格させるためのステップであったが、その後日本が戦争状態に入り、大学への昇格の準備を進めることはできなかった。敗戦後、教育制度の根本的改革が断行されるにいたり、新制大学が発足する。この新制大学は従前の『大学令』（勅令第三八八号、大正七年）に基づく大学とは異なり、設置基準が大幅に緩和されたものであった。専門学校を大学へのステップとして

いた本学にとって、これは好機であつたといわねばならない。しかも、財団法人日本体育会の理事長に就任した米本卯吉は本会の経営に携わるにあつて体操学校を大学にまで昇格させることを公約していたのである。

昭和二十二年六月十八日、日本体育会、日本体育専門学校、および日体同窓会は「日本体育専門学校昇格期成委員会」を結んで、日本体育大学の設立へと向つた。会則によれば、日本体育専門学校を「新学制ニ基ク大学へノ昇格ヲ期シテ成就スルコトヲ目的」とし、その目的を達成するために次の事業が掲げられた。

一、学校内ノ整備充実

- 1 学風ノ刷新
- 2 教育施設ノ整備
- 3 教授陣容ノ強化
- 4 教科課程ノ調整刷新
- 5 教授指導体系ノ確立
- 6 資金ノ充実

二、学校外へノ運動

- 1 地方民衆ノ体育的啓蒙並ニ与論ヲ喚起スル
 - 2 学校ノ社会的貢献ト現状ヲ認識セシメル
- 三、其ノ他昇格ニ必要ナル諸施策

このような事業の推進を通して、本邦初の体育大学設立の機運が高まっていった。体育大学設立認可申請を巡つ

ては第一部の「学校法人日本体育会の沿革」で詳しく論じたので、ここでは、認可のなった体育大学像を見ておくことにしたい。次に掲げる「日本体育大学学則」から「体育」の「大学」像の骨子を垣間見ることができよう。

日本体育大学学則

第一章 総則

第一条 本大学は教育基本法の規定する教育の一般的目的と方法に則り、体育に関する高等の学術の理論及実際を教授研究すると共に、知的道德的ならびに其の応用的能力を展開させ以て教養の高い体育指導者を養成することを目的とする

第二条 本大学は学部及研究科を以て構成する

第三条 本大学の学部は体育学部とする

第四条 本大学学部の第一学年に入学させる定員は左の通りとする

体育学科 一八〇名

第二章 通則

第一節 学年学期及休日

第五条 学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り左の二学期に分ける

前学期 自四月一日 至九月三十日

後学期 自十月一日 至翌年三月三十一日

第六条 学年中の休業日は左の通りとする

祝祭日 日曜日 本大学記念日

春季休業日 自三月二十日 至四月十日

夏季休業日 自七月十一日 至九月十日

冬季休業日 自十二月二十五日 至翌年一月八日

第二節 教授会

第七條 本大学に教授会を置く

教授会は学部を以て組織する

教授会は学長または部長が必要と認めるとき、又は教授の三分の一以上の要求があつたとき、学長又は部長が之を招集して、その議長となる

教授会は必要のとき助教教授及その他の職員を列席させることが出来る

第八條 教授会は次の事項を審議する

一、 学科課程および学科考査に関すること

二、 学生の資格認定およびその身分に関すること

三、 教授、助教、講師および助手の進退に関すること

四、 学位に関すること

五、 文部大臣又は学長の諮問したこと

六、 その他の重大なこと

第三節 入学及び入学資格

第九條 学部の入学期は学年の始めから三十日以内とする

第十條 学部に入ることが出来る者は、左の各号の一に該当するものとする

一、 高等学校を卒業した者

二、 十二年以上の通常の課程による学校教育を修了した者

三、 通常の課程以外の課程（例えば通信教育）によりこれに相当する学校教育を修了した者

四、 外国に於て学校教育における十二年の課程を修了した者

五、 文部大臣の指定した者

六、 其の他本大学に於て高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第十一条 入学志願者は、入学願書、履歴書及び入学に必要である左記の書類を提出すること

一、 出身学校長の推薦書、人物考査書、卒業成績証明書

二、 身体検査書

第十二条 願書には検定料（別に定める）を添付すること

第十三条 願出に依り退学したものが再入学を志望するときは、詮議の上原級若しくはそれ以下に入学を許可することがある

第十四条 入学を許された者は保証人二名を定め、本大学規定の書式に依り在学保証書を差出すこと

保証人は尊属親及び本大学所在の縣又は近接都府縣居住者で独立の生計を営む者に限る

第十五条 保証人に異動（変更、死亡、転居、改姓）のあつたときは直ちに届け出ること

第十六条 入学を許可された者は入学金（別に定める）を納付すること

第四節 休学、退学、除籍

第十七条 疾病その他已むを得ない事故に依り欠席する者は本人より届け出ること

欠席が七日以上に亘るときは理由を詳記し保証人連署を以て届け出ること

欠席届は一週間以内に差出すこと

病氣欠席の場合は病名を記入し、之れが爲欠席一週間を越えるものは医師の診断書を添付すること

第十八条 疾病その他已むを得ない事故があるときは、一年以内休学することが出来る

休学しようとする者は保証人連署を以て願出ること、但し疾病に依り休学する者は医師の診断書

を添付すること

休学期間中であつても、その事故が止んだ時は原級に復学を許可することがある

第十九条 休学中の授業料其の他の納金は、之を納入すること

第二十条 授業料その他の納金未納者は完納まで停止を命ずることがある

第二十一条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署を以て願出ること

第二十二条 左の各号の一に該当する者は、学籍を除く

- 一、 操行不良であつて、改悛の見込がないと認められた者
- 二、 学力劣等であつて、成業の見込がないと認められた者
- 三、 正当な事由なく引き続き一ヶ月以上欠席した者、又は出席が常に定まらない者
- 四、 授業料その他規定の納入金を納入しないで定期日後三十日以上に及ぶ者

第三章 学 部

第一節 在学年限及び学科課程

第二十三条 学部の在学年限は四ヶ年以上とする

但し六ヶ年を越えることは出来ない

第二十四条 学部に左の学科を設ける

一、 体育学科

学生は一つの学科を納めるものとする

但し許可を得て他の学科の授業科目を修めることが出来る

第二十五条 学生は左の標準により、所属学科の授業科目を修了しなければならぬ

学科課程および単位数
一般教養科目およびその単位

外国語	音楽学	論理学	日本文学	心理学	倫理学	哲学	科目	必修	単位	人文科学関係	
	二	四	四	四	四	四					四
一〇(必修)	日本国憲法						社会学	科目	必修	単位	社会科学関係
	二						二				
	人数						生物学	科目	必修	単位	自然科学関係
	類						物				
四						四	四	四	四	四	

体育学科専門科目およびその単位

基礎学科	科目	体育測定学	必修	単位	体育学
		四	選択	四	
基礎学科	科目	体育原理	必修	単位	教職課程科目
		四	選択	四	
基礎学科	科目	教育原理	必修	単位	体育実習
		四	選択	四	
基礎学科	科目	体育実習第一	必修	単位	
		二	選択	二	

卒業論文	同実験実習	八	二	体育史	教育心理学	四	(体操)	二
	解剖及生理学	四	四	体育心理学	青年心理学	四	体育実習第二	二
	同実験実習	四	二	同実験実習	教科教育法	四	(陸上競技)	二
	学校保健管理	四	二	体育管理	教育実習	五	体育実習第三	三
	細菌及び免疫学	四	二	体育方法学	教育実習	二	(球技)	三
	個人及び公衆衛生	四	二	体育	教育実習	二	体育実習第四	一
	運動衛生学	四	二	体育	教育実習	二	(リズム運動)	一
	体育生理学	四	二	体育	教育実習	二	体育実習第五	一
	救急処置及び看護法	四	二	体育	教育実習	二	(リクリエーション)	一
	同実験実習	二	二	体育	教育実習	二	体育実習第六	一
栄養学	四	二	体育	教育実習	二	(水泳)	一	
			体育	教育実習	二	体育実習第七	一	
			体育	教育実習	二	(スキー)	一	
			体育	教育実習	二	体育実習第八	一	
			体育	教育実習	二	(柔道)	一	
			体育	教育実習	二	(剣道)	一	

(五単位)

第二十六条 授業科目の単位は左の基準により算出する

一、講義は毎週一時間十五週間の講義を以て一単位とする

二、 化学実験、機械実験及び体育の実習は毎週三時間十五週の実習を以つて一単位とする

第二十七条 一般教養科目の各系列中必修科目を含めて、二科目以上、計十科目四十単位以上を履修しなければならぬ

専門科目の各部門中必修科目をふくめて十五科目八十単位以上を履修しなければならぬ
最終年度に卒業論文を提出しなければならぬ

卒業論文は専門科目の単位に加算する

第二十八条 授業科目の修了は試験により之を認定する

第二節 試験及び称号

第二十九条 学生は必修科目及びその選択した学科目の試験を受けなければならない

第三十条 年度或は各学期の終りに於て各々その履修科目につき試験を行う。

追試験は学生の願出に依り之を行うことがある

第三十一条 試験は各学科目について合格、不合格を決める

第三十二条 実験実習については、平素の成績を以て定めることがある

第三十三条 各学科を通じて、最終年度に卒業論文を提出しなければならない

論文の題目は予め指導教員の承認を受け、指導教員を経て提出すること

第三十四条 学生で所定の試験に合格したものは、学士試験に合格したものと看做し証書を授与する

第三十五条 試験に合格できないものは、全部合格にいたるまで在学することができる

但し六ヶ年をこえることは許さぬ、六ヶ年以上にわたるものは、除籍する

第三十六条 学部以上在学し、学士試験に合格したものは、体育学士と称することができる

第三節 選 科 生

第三十七条 学部の学科目中一学科目又は数学科目の選修を出願するものがある時は余裕のある場合に限り、

選科生として入学を許可することができる

第三十八条 選科生として入学をしようとするものは、高等学校入学の資格を有するものでなければならぬ
第三十九条 選修した学科目の試験に合格したのものには修了証を授与する

第四節 聴講生

第四十条 本学所定の学科目中一科目、又は数科目の聴講を願出する者があるときは、男女を問わず学力選考の上、支障のない限り聴講生として入学を許可することができる

第四十一条 聴講生の聴講期間は一ヶ年以内とする。但し事情に依り更に継続聴講を許可することができる

第四十二条 聴講生であつて聴講を修了者に対しては、聴講証明書を授与する

第四十三条 聴講科は学部授業料と同額で入学と同時に納付すること

第四十四条 聴講生に対しては試験を行わない

第四十五条 聴講生の入寮は許可しない

第四十六条 聴講生に關し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する

第四章 研究科

第四十七条 本学学士試験合格者であつて研究科に入学しようとするものは、その特に研究しようとする事項を記載し願出ること

本学学士試験合格者でない場合も相当の学歴を有するものは、教授会の議を経て研究科に入学を許可することができる

第四十八条 研究科学生の研究期間は二ヶ年以上とする

但し期間内であつても、研究の実がないと認められたものは除籍することができる

第四十九条 研究科学生は指導教員について其の研究の指導を受けること

第五十条 研究科学生は、学長の許可を得て学部の授業に出席することが出来る

第五十一条 研究科学生は毎学年の終に其の研究した事項について報告書を作成し、指導教員を経て学長に提出すること

第五十二条 研究科学生は特に承認を得なければ、本学所在地以外に居住し、又は他の業務に従事することが出来ない

第五章 服 装

第五十三条 学生の服装は、総て本学所定の服装規定に依る

第六章 賞 罰

第五十四条 善行の者、学業優秀な者及功労顕著な者等に対しては褒賞することがある

第五十五条 学則に違背し風紀を紊し、学生の本分に悖る行為があつたと認めたる者に対しては、懲戒を加へることがある

懲戒は、戒飭、停学、放学の三種とする

第七章 外国人特別学生

第五十六条 第九条の資格を有しない外国人の入学志願者であつて、外国公館、又は本邦在外公館の紹介ある者は本邦高等学校卒業程度に依り選考の上定員外として一学年十名以内を限り一学年に入学を許可することがある

第五十七条 特別学生であつて其の成績特に優秀な者は検定の上本科に編入することがある

第五十八条 特別学生であつて所定の課程を修了したときは修業証書を授与する

第五十九条 特別学生に關し特に規定あるもの、他は、本学一般の規定を適用する

第八章 委託学生

第六十条 官庁其の他の依託がある場合は委託学生を置くことがある

第六十一条 委託学生は其の学力、経歴を選考し本科又は選科に入学させる

第六十二条 委託学生に關し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する

第九章 入寮及退寮

第六十三条 学生は在学期間中寄宿寮に入寮するを本則とする

但し事情により通学を許可することがある

第六十四条 卒業した者、除籍又は退学を命ぜられた者は同時に退寮させる

付 則

第六十五条 本学則施行に關する細則は別に之れを定める

第六十六条 本学則は昭和二十四年四月一日より之れを施行する

かくして、日本体育大学は体育の単科大学として産声を上げ、戦後の日本における体育・スポーツの普及・発展に尽力していくことになった。しかし、設立当初の日本体育大学は極めて少人数の教員スタッフしか抱えることができなかつたことから推すことができるように、種々の面において『完全』であつたといわれているが、「専門学校としても戦災につづく戦後の悪条件下に置かれていた本学が大学へ昇格したのであるから、当然のことである」(「学
校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」といふよつ)。

初代の学長は渡辺鎮蔵体育専門学校長が就任し、文部省体育課長の栗本義彦が日本体育大学学長事務取扱に就任した昭和二十四年十一月一日までその任にあつたようである。栗本学長事務取扱が正式に学長に就任するのは翌二十五年の三月十五日であつたことや、昭和二十四年九月十五日に河田新吉が副学長として本学に招聘されていることから推してみると、設立当初の本学の執行体制に若干のもたつきがあつたとみななければならない。とまれ、形

式的には初代学長は渡辺鍊藏で、二代目の学長が栗本義彦であるといえよう。これまで、栗本義彦が初代学長であるときれてきたのは実質的には栗本元学長が学長としてその任に応じてきたからにほかならない。

昭和二十四年三月二十五日に日本体育大学の設立が認可され、昭和二十四年四月一日からの開校が承認されていたにもかかわらず、入学式は同年九月二十日まで挙行されることはなかった。それには理由があった。設立認可が下されたのが三月下旬であるから、入学試験を実施する時間的余裕がなかったことに加えて、体育大学の所在地が茨城県であることが災いした。「入学試験は、東部考査場(本学)五月八日、中部考査場(京都女子専門学校)五月十日、西部考査場(熊本尚綱高等学校)五月八日の三か所に分けて行なわれ、進学適性検査、学力検査(英語、国語、数学)、体力検査(簡単な体操、ダンス)女、競技などが実施され」ながらも、「応募者が少なかったため、急遽第二次募集の試験を七月三十一日に土浦の本学において実施」して、漸く六十七名の第一期生を迎えることができたのである(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)。なお、大学昇格を機に制帽は角帽となり、「大學」の左右に「體」と「育」を配した記章が採用され、昭和二十七年四月に「體大」に改正されるまで、校章として用いられている。

では、開校当時の体育大学の授業はどのように行われたのであろうか。本学第一期生の稲垣安一氏は『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の中で次のように回想している。

土浦の大学施設には、本館のほか、教室、体育館、寮、それに陸上競技、ラグビー、サッカーなどのできる広大なグラウンドがあった。しかし、人数の多い専門学校が主人格で、大学は一部に仮住居のような観があった。

授業は、教科課程にしたがい、一般、専門、教職の各教科を履修したが、今日のように広範囲にわたる教科目はみられず、最低限度の開講にとどまっていた。ただ実技だけは比較的多く開講されていた。入学の年の三月に失火を出したため、内部の一部を補修中だった本館で授業を受けたが、測定、実験の器具器械はなく、すべて講義のみで、高等学校時代に描いていた大学観とはかけはなれていた。しかし、学生達は体育大学という新しい大学づくりに懸命になっていた。学生数が少ないだけに、先生からすぐ顔を覚えられ、学生と教師との信頼感は深く、何でも気軽に相談できた。学生のほとんどが学内の寮に起居していたので、授業をサボル者はほとんどいなかったが、一方、体育祭の練習にびっしり一か月位があてられ、重労働に匹敵するくらいしほられた。

半年遅れの授業開始だったため、夏冬の休みも返上の授業を重ねた末、三年日には東京移転ということになった。乏しい施設と少ない教授陣ではあったが、学生数が少ないだけにクラス全体が纏まり、張りつめた授業や練習を行なうことができたと思う。

第二項 学校法人日本体育会の誕生

昭和二十四年十二月十五日、法律二七〇号をもって『私立学校法』が制定された。ここでは『私立学校』とは学校法人の設置する学校のことをいうと規定され、その第三章において学校法人に関する諸規定が定められている。

これによって学校の維持・経営を主たる事業としてきた財団法人日本体育会は、昭和二十六年三月七日に財団法人を改組して学校法人へと転換をはかることになったのである。無論、財団法人が学校法人に取って代わったとはいえず、学校法人は財団法人のひとつに変わりはないのだから、寄付行為においては基本的に変わるところがない。しかし、本会がこれまでに掲げてきた『目的』および『事業』はその新しい法律の求めるところに沿って改正される

ことになったのである。財団法人日本体育会の寄付行為と学校法人日本体育会の寄付行為とを比較してみよう。目的および事業は次のように変更されている。

「目的」および「事業」にみる財団法人と学校法人との相違

<p>学校法人日本体育会寄付行為（昭二六）</p>	<p>財団法人日本体育会寄付行為（昭二三）</p>
<p>△目的▽ この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、大学、高等学校、中学校を設置することを目的とする（第四条）。</p>	<p>△目的▽ 本法人は体育に関する研究調査及びその普及発達並に指導をなすを目的とし、これに必要な各種の施設を営み、以て文化的国民を育成すると共に、心身強壯にして明朗潤達な体育指導者を養成し、国民体育の向上に寄与することを期する（第三条）。</p>
<p>△事業▽ この法人は前条の目的を達成する為、左記の学校を維持経営する（第五条） 一、日本体育大学 二、荏原高等学校 三、日本体育会荏原中学校</p>	<p>△事業▽ 本法人は前条の目的を達するため、左の事業を行う。 一、体育に関する研究調査 二、体育普及の施設及び講習会、講演会等の開催</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 三、体育に関する図書及び雑誌等の刊行 四、体育に志す友邦学生に対する補導 五、日本体育専門学校の維持経営 六、日本体育会荏原中学校の維持経営 七、常陽中学校の維持経営 八、其の他必要と認める事項 |
|--|--|

学校法人日本体育会は教育基本法および学校教育法に従って各種の学校を設置して、それらの学校の維持・経営を事業としている。これに対して、財団法人日本体育会は、体育に関する研究調査及びその普及発達並に指導をなすを目的^レとして、学校の維持・経営以外の分野にまでその事業が及んでいる。したがって、学校法人への改組・転換に伴って、本会の事業は大幅に縮小されたとみななければならぬ。本会創立以来の国民体育の奨励・促進のための事業は、学校体育の指導者の養成という小さな窓口を通してしか達成されないことになったのである。しかし、この反面、学校の維持・経営に力点が置かれることになったために、学校という窓口はいうなれば恒常的窓口として機能し、より優れた指導者をより多く輩出することができるようになったことを意味しよう。

ともあれ、日本体育大学は財団法人日本体育会の時代に設立されたけれども、大学が設置されてから間もなくして財団法人を改組して学校法人へと転換がはかられているので、学校法人日本体育会の歴史は日本体育大学とともに

に築かれてきたといわねばならない。なお、学校法人への改組・転換の問題に関しては第一部でも取り上げられているので、詳細は当該箇所に譲ることにしたい。

第三項 日本体育大学の深沢への復帰と戦没者慰霊碑の建立

(一) 深沢への復帰と復旧工事の進捗

学校法人への改組・転換と並行して日本体育大学の深沢への復帰が検討され、昭和二十五年十二月十三日に日本体育会理事会は土浦から深沢への移転を決定している。その間、大学側では深沢復帰にこだわることなく、より条件のよいキャンパスを求めて調査が続けられていた。しかし、結果として深沢キャンパス以外の適地はなく、この日の理事会の決定となったのである。では、大学へと昇格させるのに成功したキャンパスであるにもかかわらず、何故に移転を決意しなければならなかったのでしょうか。それは「戦後の入学者数が年々減少の一途をたどり、在籍者総数二百数十名と総定員の半数にも満たない状態が出現したこと、このままでは新制大学としての充実はかれないことを憂慮した結果、この際東京へ復帰して、新構想のもとで大学の充実と学生数の増加とをはかり、経営打開と将来の発展をめざそう」という結論に達したことによる」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)という。その主因はやはり地理的条件にあったといわねばならない。当時の交通機関の発達状況がどうであったかを問題にする以前に、茨城県土浦は都心から余りにも遠く離れたところにあったからである。しかも、日本体育大学への進学者は地方出身者が多く、都市における学生生活を夢みて上京する学生も少なくなかった。大学が学生を選ぶ時代ではなく、学生が大学を選択する時代だったのである。

こうして日本体育会は土浦キャンパスでの教育を断念し、かの地での授業を昭和二十五年度限りで打切ることを決定している。昭和二十六年二月二十六日、日本体育大学の設立母体である日本体育会は文部大臣に対して本学の位置変更を申請し、条件付ながらも五月十七日付けで認可を取り付けた。その条件とは体育館の昭和二十六年度内完成、教育施設の拡充整備、図書の実充であった。

実際の移転は正式な申請の手続きをする以前から開始され、正式に移転の認可が下される前に完了した。昭和二十六年一月二十日、日本体育専門学校最後の卒業生となる三年生が深沢に移転し、三月十五日には卒業式を挙行するいっぽう、日本体育大学のほうは三月十六日に土浦を離れ、深沢へと向かっているからである。ここに、五年間にわたる日本体育専門学校と日本体育大学の土浦時代に終わりが告げられた。なお、体育専門学校の土浦への移転を機会に設置された常陽中学校と常陽高等学校は同年度限りで廃校となっているが、この点と併せて深沢への復帰・移転については第一部で詳細に論じられている。

大学の移転に際して条件が付けられた深沢キャンパスはどのような状態にあったのであろうか。「復帰した深沢は戦災当時そのまま、体育大学としての施設をほとんど欠いていた」だけでなく、「残っているのは寄宿舎と若干の教室だけで、中核となる本館、体育館の姿はなく、グラウンドも荒れたままであった」ために、「応急的な教育とグラウンドの整備に追われる毎日が続いたという」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。専門学校最後の卒業生で大学第一回生に編入した菊地暁雄氏の回想するところを引いておこう。

卒業は東京でしよう。専門学校の最後だったわれわれは、学校当局と交渉し、深沢復帰の先達として上京し

た。正門に立って驚いたことには、戦争の爪跡がそのまま残されていた。本館跡には焼け残った金庫がそのままだった。土浦移転後、荏原中学校の使用したブラックが一つ、寮は一般の人に開放したのか、窓からおむつが干されていた。教室は、寮の前の教室とグラウンドの端になる物置のようなブラックだけ。グラウンドは2/3が自家農園となっていて、縄で区分され、名札がつけられていた。

授業は、寮の食堂があてられた。いろいろな匂の残るテーブルの上にノートを開く。戸をへだてて、炊事の人達の飯づくりの姿が見え、その匂いが授業中のわれわれを悩ませた。土浦の頃は、赤い高粱飯と塩汁、日曜はきまつてさつま芋が二本、想い出すまいと思っても想い出させる環境であった。東京は食料不足で外米が多かった。

焼跡の片づけ作業やグラウンド作りなど、やはり美化作業の伝統は残っていた。

秋になって本館が建ち、環境が整備されてくるにつれて、運動部の活動も活気を呈してきた。

『正常な状態で授業のできる環境になかったのが昭和二十六年当時の深沢キャンパスであった。したがって、土浦から移転してきたもの、グラウンドの整備や焼け跡の片付けに追われる日々が待ち受けていたといわねばならない。しかし、そんな中にも深沢キャンパス復旧工事が三年余の歳月を掛けて着々と進められていった。施設の進捗状況に関して『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は詳細に記述しているので、次に引用して置くことによよう。

昭和二十六年五月十七日、復帰後間もない深沢では、旧体育館付近にあった校舎一棟（一〇〇坪）を運動場の北側へ移転した。これは、寮の食堂を教室に利用するなど、教育の機能が北側に集中していたためであろう。

これにつづいて、復旧への営みは急速にはじまる。……

復旧の第一は、文部省の移転承認の条件にあるように、体育館にはじまり、本館の再建へと進む。

すなわち、昭和二十六年七月十四日、評議員会は体育館と本館の新築を承認、九月十三日には体育館建築の認可を受けるのと並行して、同月三十日、戦災復旧費七四七万五、〇〇〇円を文部省から借入してこの費用に宛てた。

そして、十一月三日には体育館地鎮祭を行ない、十日から起工した。……

この体育館は、戦災で焼失した体育館の土台をそのまま利用したもので、構造的には完全に復元といえる。木造二階建、一階二二坪、二階四六坪、計二七七坪、外壁はモルタル塗りで、昭和二十八年十月一日に落成した。

本館は、昭和二十七年二月十二日に文部大臣の建築許可を受け、二月二十二日地鎮祭、四月三十日上棟式を挙行、同年九月三十日に竣工した。本館も、旧本館の土台を利用し、構造的に復旧再現となった。木造二階建かわら葺、一階一五二坪余、二階一四四坪余、合計二九六坪余で、階下は事務室、教官室（教務課）教室など、階上は会議室兼講師控え室、理事長・学長室、図書室、教室などとなっている。

主要施設の復旧をとげた大学では、さらにグラウンド沿いに寮と平行して二階建て木造校舎（教室）一棟を二期に分けて建設し、一期分が昭和二十八年十一月、二期分が昭和二十九年十一月に完成する。合計三五五坪余である。

また、昭和二十九年八月には、各運動部部室五四坪が寮とグラウンドの境に建設された。

その後、十年余の歳月をかけて深沢キャンパスの教育環境が整備されていった。二十九年八月に学生の勤労作業によって作られたと伝えられている屋外プール（二五×一五メートル）が完成したのを手はじめに運動施設の建設

深沢キャンパスにおける運動施設等建設の推移

竣工年月日	施設	備考
29. 8.13 31. 6.27	屋外プール 体育研究館	25×15メートル 総合体育研究館とも称され、今の6号館をさす。鉄骨鉄筋コンクリート建、地下1階、地上2階、合計738坪。中心となるフロアーは210坪を有し、バスケットボールコート of 公認を受け300ルクスの照明装置を完備。この中心フロアーの東側に剣道場、音楽室、研究室、西側に柔道場、生物教室、部室、地階にシャワー、更衣室を配置。
31. 10.15 31. 12.15	相撲場 陸上競技場	第三種公認グラウンドとなる。28年に陸上競技場として完成、31年に全面的に改修。体育館側の土手の一部を削って公認の陸上競技場として整備。
33. 6. 5	飛込みプール	10メートル飛込み台とアルミ合金製、桧製の飛板敷基を有し、深さ5m20、幅11m、長さ20mで照明設備を有する
33. 8.31	7号館	桜華女子高等学校の校舎として建設（鉄筋コンクリート4階建、総坪数469坪）。ただし3階（図書室）4階大講堂は大学の施設として使用。
38. 1.--	第3体育館（4号館）	鉄筋コンクリート2階建、一部中3階350坪。1階体操場153坪、2階剣道場153坪。
39. 9.12	大体育館（5号館）	鉄筋コンクリート5階建、2,090坪。1階に柔道場（152坪）とダンス場（113坪）、2階にステージつきの大講堂兼用フロアーを有する大アリーナ（522坪）である。東京オリンピックのバレーボール練習場として使用される。
32. 9.--	日体需品部	木造2階建、延40坪、1階各種販売コーナー、2階食堂。
32. 12.--	深沢女子寮	鉄筋コンクリート3階建1棟、延171坪余（8～7.5帖の和室18室、屋上は物干場）。
33. 12.-- 41. 3.--	第2女子寮 第3女子寮	鉄筋コンクリート地上3階、地下1階建、295坪。 地上3階地下1階建、245坪。
33. 4. 1	玉川総合グラウンド	川崎市二子地区の多摩川河川敷16,000㎡の使用許可を受け、サッカー場1面、ラグビー場1面、テニスコート4面、バレーコート3面を整備。同年6月より使用。

を相繼いで行い、「体育」大学としての施設の条件が整備されていく。その諸施設整備の推移を前頁の表でもって示しておきたい。

(二) 戦没者慰霊碑の建設

深沢キャンパス復旧工事が一段落した昭和二十九年十一月四日、日本体育専門学校関係者の戦没者慰霊祭が行われた。この慰霊祭は「戦後の苦難のなかで、いくたびか存亡の関頭に立ちながら、これを持ち切ってきた本学にとって、過去を葬い、未来への誓いを新たに祈りでもあった」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)が、本学の前身たる体育専門学校が学生を積極的に戦場へと駆り出し、尊い命を国に捧げさせたことに對する深い反省の証でもあった。本学の繁栄は彼らの尊い生命の上に成り立っているという報恩感謝の思いもあった。したがって、その思いを単なる慰霊祭に終わらせるのではなく、もっと具体的な形でもって表現して、後輩たちへ、後世へと伝えたいという訴えが表面化してくることになる。

戦没者慰霊碑を建立しようという話が持ち上がったのである。それは米本卯吉理事長の発案に始まるのであるが、これを同窓会が受け止め、慰霊碑の建設を実行に移すことになった。昭和三十三年四月二十六日、念願の戦没者慰霊碑の除幕式が挙行されたのである。黒花岡岩を台にした御影石には次の碑文が綴られている。この碑は現在、正門左横植え込みの所に移設されているが、この個所こそかつての正門跡で、若い魂と肉体がここから戦場へと赴いたところなのである。

碑誌

本学は明治二十四年日高藤占郎氏の創設にかかる。爾來六十五年、この間に世に送りたる卒業生は、その数一万有余に達し、我が国体育指導者の約七割を占む。彼等は常に時代の先駆者として活躍し、その教育界に印したる足跡は、実に顕著偉大なるものあり。

これ偏に本学が、その教育精神たる至誠・奉公・剛毅・質実と、これを貫く師弟同行の教育方針に則り、心身共に健全にして、祖国に奉仕寄与する青年学徒の育成に努めたる賜に外ならず。

而して昭和十六年第二次世界大戦勃発するや、本学同窓生相次いで勇躍征途につき、在学生また無慮千数百余名、学窓より奮然学徒動員に応じたり。彼等はその恵まれたる体力と精神力とを以て、本学教育の精華を遺憾なく發揮し、陸・海・空の随所に赫々たる武功を宣揚したり。

然るに、一たび終戦となるに及び、彼等が帰還して、再び教育の第一線に立つものとはひとしく期待せしに、思はざりき、逐に帰らざる者、実に数百名を越えんとは。寔に哀惜悲痛に堪へず。

今や戦塵おさまりて十有余年、戦火により多大の損傷を受けたる本学も、校舎並びに体育研究館を初め、グラウンド、プール等の諸施設再び整備し、正に二千余名の若き学徒の体育殿堂として、その偉容を深沢原頭に誇らんとせり。

この秋に当たり、本学と苦難を共にし、しかも不幸、祖国に殉じたる彼等の功績を永遠に讃へんがため、理事長米本卯吉氏の提唱により、茲に全国同窓生相謀りて、淨財を集め、戦災に焼け残りたる桜樹の下に、慰霊碑を建立したり。本学園の教育環境は、これによりて、まさに画竜点睛を点じたるものというべし。その志を継ぐ幾多の若人が、日夜これを仰ぎ、故人の偉業を偲ぶと共に、世界平和と人類福祉への使徒として、いよいよその修養と研鑽とを誓って、以て本学の隆々発展に貢献し、本学園をして日本体育文化の中心地たらしめんとを、切に希求してやまざるなり。

英霊よ、茲に安らかに眠り、後進が精進の姿を眺め、本学の光輝ある発展を加護照覧あらんことを。

昭和三十三年三月

題 字 米 本 卯 吉
選 文 栗 本 義 彦

右の碑文は日本に、そして日本体育大学に平和が訪れたことを告げるものであった。軍事的体育の推進と訣別して、平和の象徴たるスポーツの奨励を図る決意がそこに詠まれていると読むこともできよう。ここに至って日本体育大学の戦後は終わったのである。

第二節 教育課程の拡張と教育活動

第一項 教育課程の拡張

深沢に復帰・移転後、本学は教育施設の整備拡充をはかりつゝ、入学志願者の増加や体育・スポーツに対する社会的期待の変化に應えるために、新たな教育課程を開設する。その最初は、昭和三十七年度開講の「健康学科」の増設であり、四十年度の「武道学科」の開設であった。いっぽう、昭和二十八年度新設の日本体育大学女子短期大学も、この短期大学が日本体育大学とキャンパスを共有していること、学長が日本体育大学の学長によって兼任されていること、永い間、教学の中心に位置すべき短期大学の教授会規定がなく、日本体育大学教授会規定によって代用され、しかも教授会自体も日本体育大学教授会と合併して行われてきたこと、などからすれば、日本体育大学

の「短期大学部」として読み替えねばならない。しかし、書類上では独立した大学であつて、日本体育大学と姉妹校関係にあることになるので、ここでは『短期大学部』として扱つた『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』とはその立場をことにおきたい。「日本体育大学女子短期大学の沿革」が新たに設けられているのはそのためである。

昭和三十五年九月二十五日、本学は健康学科の増設を計画し、文部大臣宛てに「日本体育大学健康学科増設申請書」を提出した。「健康学科（又は専攻）」の課程を設置し、昭和三十六年度から入学定員を二〇名として開講することが目指されている。しかし、この申請書に不備があつたために、翌三十六年十月十日付で再び「健康学科増設届書」を提出、昭和三十七年三月二十三日付で定員四〇名の健康学科を体育学部を増設することが認可されている。この学科の課程を修了した者には「保健体育」の外に、「保健」の中学校教諭一級普通免許状および高等学校教諭二級普通免許状とが授与されることとなつた。

いっぽう、昭和三十九年九月十日、日本体育大学体育学部は武道学科を増設することの申請書が文部大臣へ提出された。入学定員を一〇〇名（剣道科四〇名、柔道科四〇名、相撲科二〇名）とし、昭和四十年年度開講を目標としたこの武道学科の新設は四十年一月十九日付で受理されている。教員免許状については三十九年九月十五日付で中学校一級、高等学校二級の保健体育と武道科（剣道・柔道・相撲）とを申請したけれども、武道科という教科がないことから、保健体育の教員免許状のみが授与されている。

健康学科および武道学科の増設を巡る経緯に関しては第一部「学校法人日本体育会の沿革」の中で詳しく論じたので、ここでは当該学科の専門教育科目とその単位数を次に掲げておくことにしたい。

専門教育科目及単位数

											健康学	武道学			
											単科	単科			
											必修	必修			
											選択	選択			
体育原理	体育史	体育管理	体育方法学	トレーニング学	並コーチ学	体育実技指導法	解剖学並実習	生理学並実習	運動生理学 (労働生理含む)	体育測定学並実習	キネシオロジ	体育心理学	同実験実習		

水泳実習一覧

年度	実習期間	対象学年	実習地
S 26 度			丸子多摩川 [A]
S 27 度			玉川明大プール [B]
S 28 度			玉川明大プール [B]
S 29 度	S.29.09.01～09.05	学部 2	鎌倉由比が浜 [C]
S 30 度	S.30.08.25～08.31	学部 2	鎌倉由比が浜 [C] (一泊の野営を含む)
S 31 度	S.31.08.25～08.30	学部 2	鎌倉由比が浜 [C] (一日のキャンプ実習を含む)
S 32 度	S.32.08.21～08.30	学部 2	鎌倉由比が浜 [C]
S 33 度	S.33.08.21～08.30	学部 2	鎌倉由比が浜 [C]
S 34 度	S.34.07.09～07.18	学部 2	鎌倉由比が浜 [C]
S 35 度	S.35.07.01～07.10	学部 2, 短大 2	鎌倉由比が浜 [C]
S 36 度	S.36.07.01～07.12	学部 2, 短大 2	鎌倉由比が浜 [C]
S 37 度	S.37.07.01～07.13	学部 2, 短大 1	鎌倉由比が浜 [C]
S 38 度	S.38.07.01～07.12	学部 2, 短大 1	鎌倉由比が浜 [C]
S 39 度	S.39.07.13～07.24	学部 2, 短大 1	鎌倉由比が浜 [C] (1日) 日本体育大学プール(2日間)
S 40 度	S.40.07.12～07.24	学部 2, 短大 1	鎌倉由比が浜 [C]
S 41 度	S.41.07.04～07.15	学部 2, 短大 1	鎌倉由比が浜 [C]
S 42 度	S.42.07.04～07.15	学部 2, 短大 1	鎌倉由比が浜 [C]
S 43 度	S.43.07.02～07.16	学部 2, 短大 1	伊豆宇佐美海岸 [D]
S 44 度	S.44.07.05～07.17	学部 2, 短大 1	伊豆宇佐美海岸 [D]
S 45 度	S.45.07.06～07.20	学部 2, 短大 1	伊豆宇佐美海岸 [D]
S 46 度	S.46.07.28～08.11	学部 2, 短大 1	静岡県弓ヶ浜海岸 [E]
S 47 度	S.47.07.02～07.18	学 1・2, 短 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 48 度	S.48.07.01～07.13	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 49 度	S.49.06.29～07.13	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 50 度	S.50.06.30～07.15	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 51 度	S.51.06.30～07.15	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 52 度	S.52.07.04～07.21	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 53 度	S.53.07.01～07.14	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 54 度	S.54.07.04～07.16	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 55 度	S.55.06.30～07.13	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 56 度	S.56.07.02～07.15	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 57 度	S.57.07.01～07.13	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 58 度	S.58.07.03～07.16	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 59 度	S.59.07.01～07.14	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 60 度	S.60.06.30～07.12	学部 1, 短大 1	静岡県今井浜海岸 [F]
S 61 度	S.61.06.30～07.12	学部 1, 短大 1	静岡県弓ヶ浜海岸 [E]
S 62 度	S.62.06.28～07.10	学部 1, 短大 1	静岡県弓ヶ浜海岸 [E]

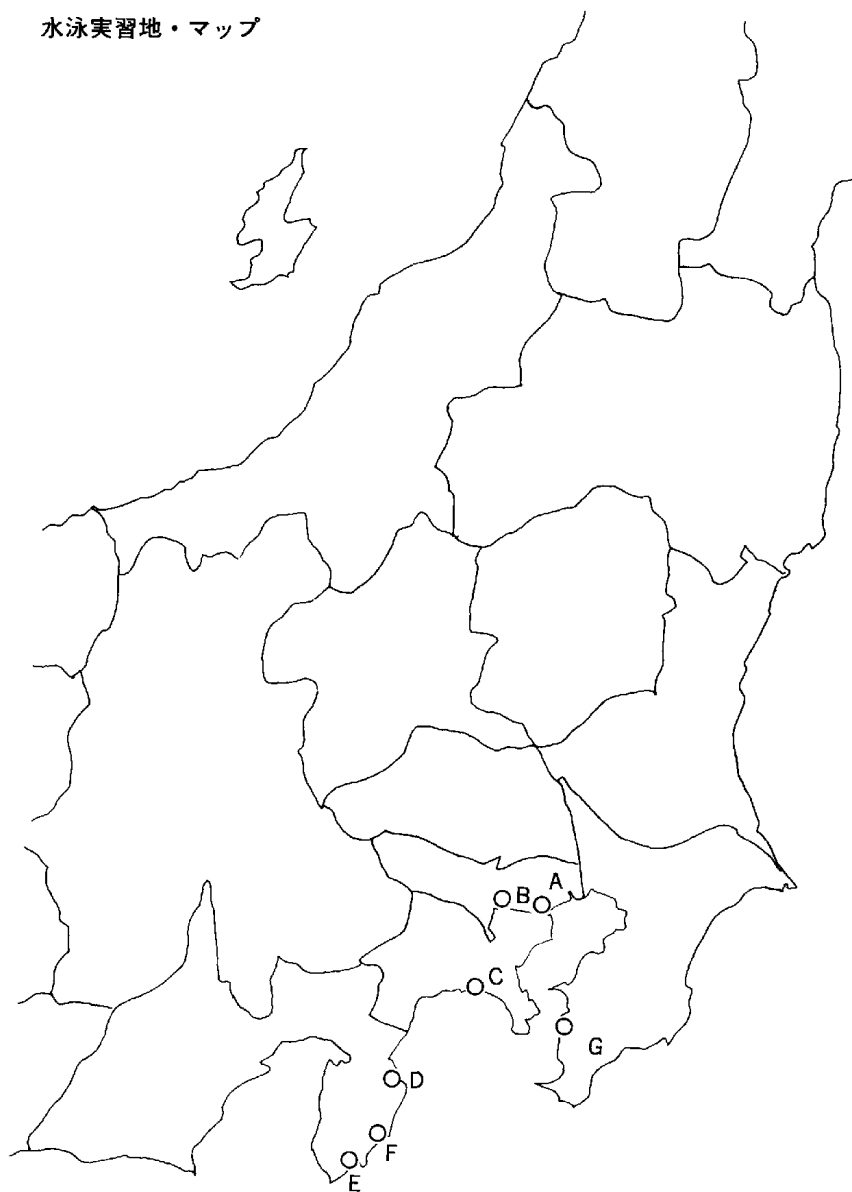
海浜実習

S 63 度	S.63.06.26～07.08	学部 1, 短大 1	静岡県弓ヶ浜海岸 [E]
H 元 度	H.元.07.16～07.28	学部 1, 短大 1	千葉県岩井海岸 [G]
H 2 度	H.02.07.08～07.21	学部 1, 短大 1	千葉県岩井海岸 [G]

※ [] 内のアルファベットは、マップ上に記載の位置を表わす。

※※カリキュラムの改正にともない、S 63 度から「海浜実習」と改称される。

水泳実習地・マップ

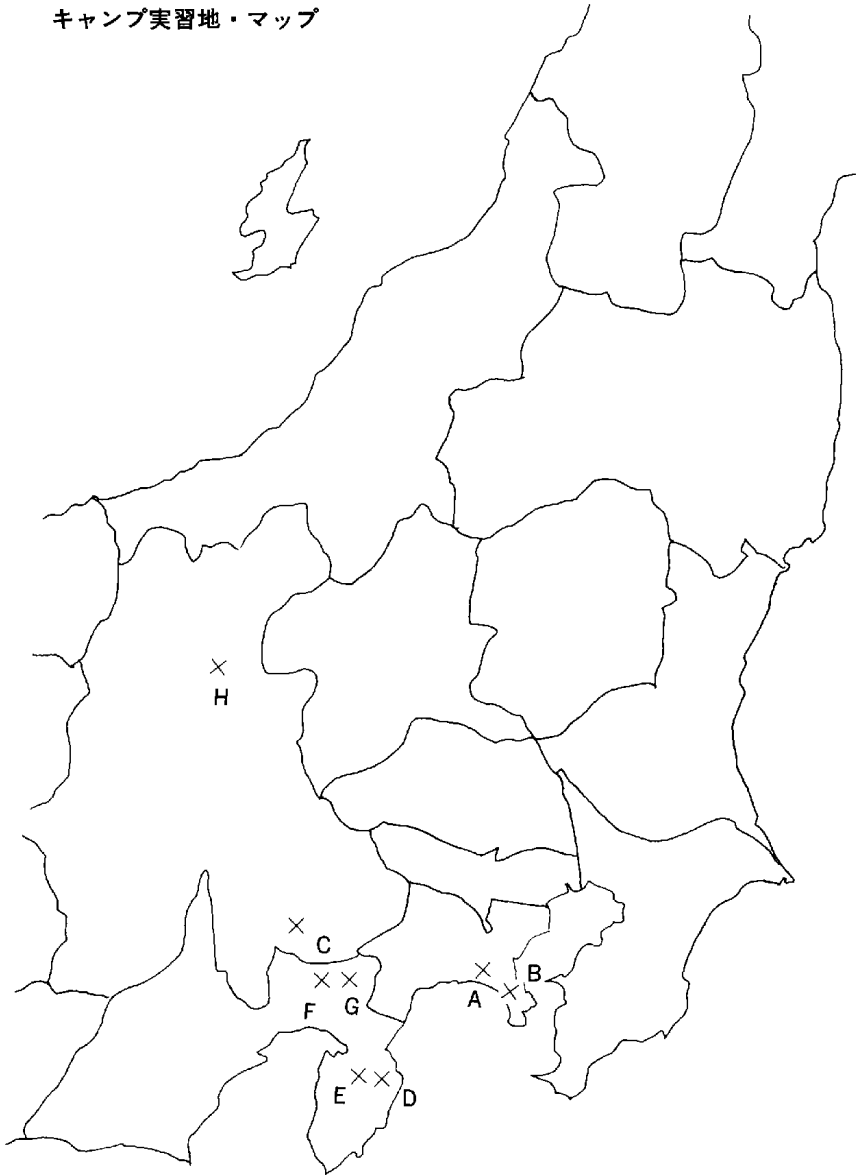


キャンプ実習一覧

年度	実習期間	対象学年	実習地
S 31 度	S.31.08.25～08.30	学部 2	鎌倉由比が浜キャンプ場 [A] (水泳実習期間中の一日があてられた。)
S 32 度	S.32.08.21～08.30	学部 2	鎌倉江ノ島キャンプサイト [B]
S 33 度	S.33.08.21～08.30	学部 2	鎌倉江ノ島キャンプサイト [B]
S 34 度	S.34.07.09～07.18	学部 2	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 35 度	S.35.07.04～07.12	学部 2, 短大 2	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 36 度	S.36.07.01～07.12	学部 2, 短大 2	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 37 度	S.37.07.01～07.12	学部 2, 短大 1	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 38 度	S.38.07.01～07.12	学部 2, 短大 1	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 39 度	S.39.07.13～07.24	学部 2, 短大 1	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 40 度	S.40.07.12～07.24	学部 2, 短大 1	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 41 度	S.41.07.04～07.15	学部 2, 短大 1	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 42 度	S.42.07.04～07.15	学部 2, 短大 1	富士山中湖畔の日本青年館清溪寮キャンプ場 [C]
S 43 度	S.43.07.02～07.16	学部 2, 短大 1	宇佐美キャンプ場 [D]
S 44 度	S.44.07.07～07.19	学部 2, 短大 1	天城高原キャンプ場 [E]
S 45 度	S.45.07.06～07.20	学部 2, 短大 1	天城高原キャンプ場 [E]
S 46 度	S.46.07.28～08.11	学部 2, 短大 1	天城高原キャンプ場 [E]
S 47 度	S.47.07.08～07.20	学部 2, 短大 1	表富士山麓の林野庁グリーンキャンプ場 [F]
S 48 度	S.48.08.19～09.03	学部 2, 短大 1	表富士山麓の林野庁グリーンキャンプ場 [F]
S 49 度	S.49.07.01～07.15	学部 2, 短大 2	竜坂キャンプ場 [G]
S 50 度	S.50.06.30～07.15	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 51 度	S.51.07.01～07.15	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 52 度	S.52.07.04～07.24	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 53 度	S.53.07.02～07.17	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 54 度	S.54.07.08～07.21	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 55 度	S.55.06.26～07.16	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 56 度	S.56.07.06～07.21	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 57 度	S.57.06.30～07.16	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 58 度	S.58.07.03～07.19	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 59 度	S.59.07.01～07.14	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 60 度	S.60.06.30～07.13	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 61 度	S.61.06.30～07.13	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 62 度	S.62.06.28～07.11	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
S 63 度	S.63.06.26～07.09	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
H 元 度	H.元.07.16～07.29	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]
H 2 度	H.02.07.08～07.21	学部 2, 短大 2	日本体育大学菅平実習場 [H]

※ [] 内のアルファベットは、マップ上に記載の位置を表わす。

キャンプ実習地・マップ



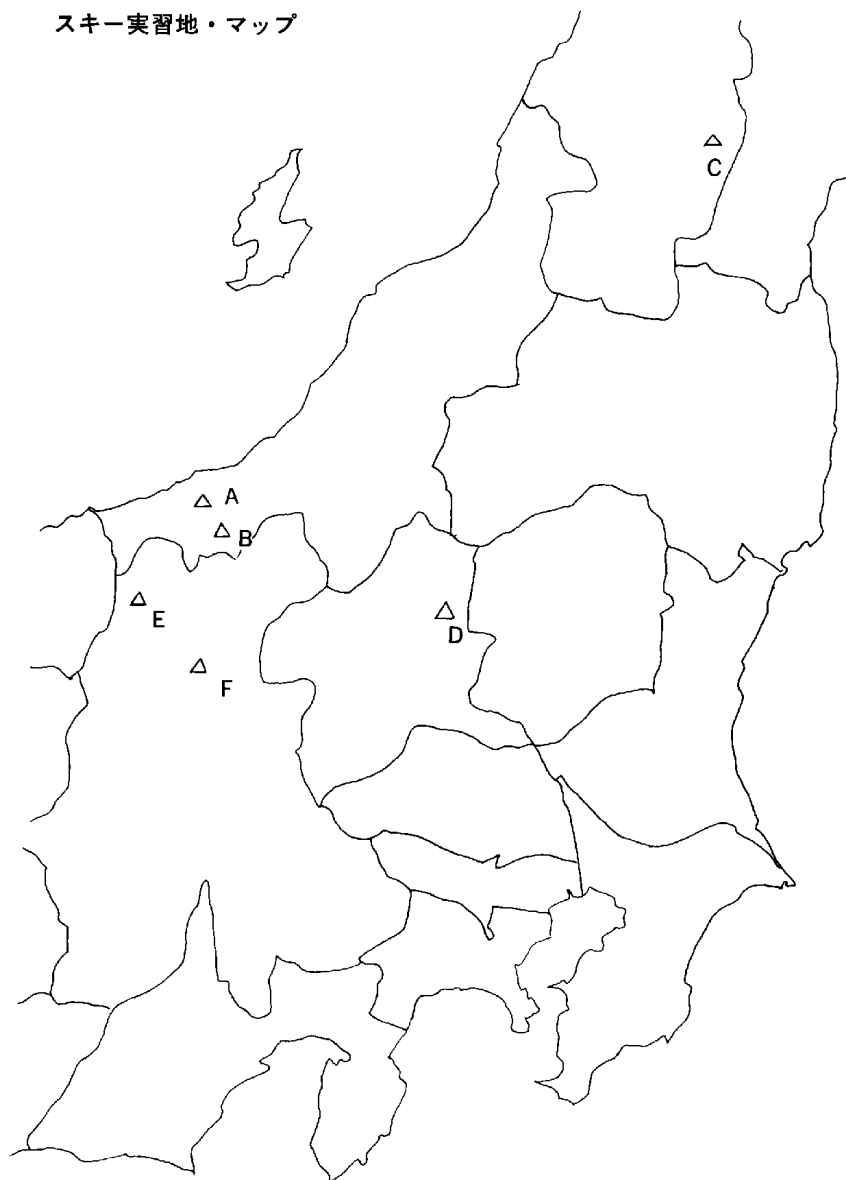
スキー実習一覧

年度	実習期間	対象学年	実習地
S 27 度			燕スキー場 [A]
S 28 度			燕スキー場 [A]
S 29 度	S.30.01.08~01.14	学部3	燕スキー場(男子) [A] 赤倉スキー場(女子) [B]
S 30 度	S.31.01.08~01.14	学部3, 短大2	燕スキー場(男子) [A] 赤倉スキー場(女子) [B]
S 31 度	S.32.01.06~01.14 S.32.01.07~01.15	学部3 短大2	燕スキー場(男子) [A] 赤倉スキー場(女子) [B]
S 32 度	S.33.01.08~01.14	学部3, 短大2	赤倉スキー場 [B]
S 33 度	S.34.01.07~01.14	学部3, 短大2	赤倉スキー場 [B]
S 34 度	S.35.01.09~01.21	学部3, 短大全	山形県蔵王スキー場 [C]
S 35 度	S.36.01.08~01.20	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場 [C]
S 36 度	S.37.01.09~01.22	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場 [C]
S 37 度	S.38.01.07~01.14	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場 [C]
S 38 度	S.39.01.07~01.14	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場 [C]
S 39 度	S.40.01.08~01.14	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場 [C]
S 40 度	S.41.01.07~01.14	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場 [C]
S 41 度	S.42.01.07~01.13	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場(男子) [C] 尾瀬戸倉スキー場(女子) [D]
S 42 度	S.43.01.07~01.11	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場(男子) [C] 尾瀬戸倉スキー場(女子) [D]
S 43 度	S.44.01.08~01.12	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場(男子) [C] 尾瀬戸倉スキー場(女子) [D]
S 44 度	S.45.01.07~01.13 S.45.01.07~01.12	学部3男 学部3女, 短大1	山形県蔵王スキー場 [C] 尾瀬戸倉スキー場 [D]
S 45 度	S.46.01.07~01.13	学部3, 短大1	山形県蔵王スキー場(男子) [C] 尾瀬戸倉スキー場(女子) [D]
S 46 度	S.47.01.07~01.19	学部3, 短大1	尾瀬戸倉スキー場 [D]
S 47 度	S.48.01.08~01.12	学部3, 短大1	樽池高原スキー場(男子) [E] 尾瀬戸倉スキー場(女子) [D]
S 48 度	S.49.01.07~01.11	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 49 度	S.50.01.06~01.11	学部3, 短大1	菅平スキー場 [F]
S 50 度	S.51.01.09~01.13	学部3, 短大1	菅平スキー場 [F]
S 51 度	S.52.02.13~02.28	学部3, 短大1	菅平スキー場 [F]
S 52 度	S.53.02.12~02.22	学部3, 短大1	菅平スキー場 [F]
S 53 度	S.54.02.12~02.22	学部3, 短大1	菅平スキー場 [F]
S 54 度	S.55.01.08~01.18	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 55 度	S.56.01.07~01.13	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 56 度	S.57.01.08~01.14	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 57 度	S.58.01.09~01.14	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 58 度	S.59.02.12~02.22	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 59 度	S.60.01.07~01.12	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 60 度	S.61.01.08~01.13	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 61 度	S.62.02.23~02.28	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 62 度	S.63.02.17~02.27	学部3, 短大1	樽池高原スキー場 [E]
S 63 度	H.元.02.16~02.26	学部3	樽池高原スキー場 [E]
H 元 度	H.02.02.18~02.28	学部3	樽池高原スキー場 [E]

II 2 度(カリキュラムの改正)にともない各種指導実習として編成され、選択科目となる

* [] 内アルファベットは、マップ上に記載の位置を表わす。

スキー実習地・マップ

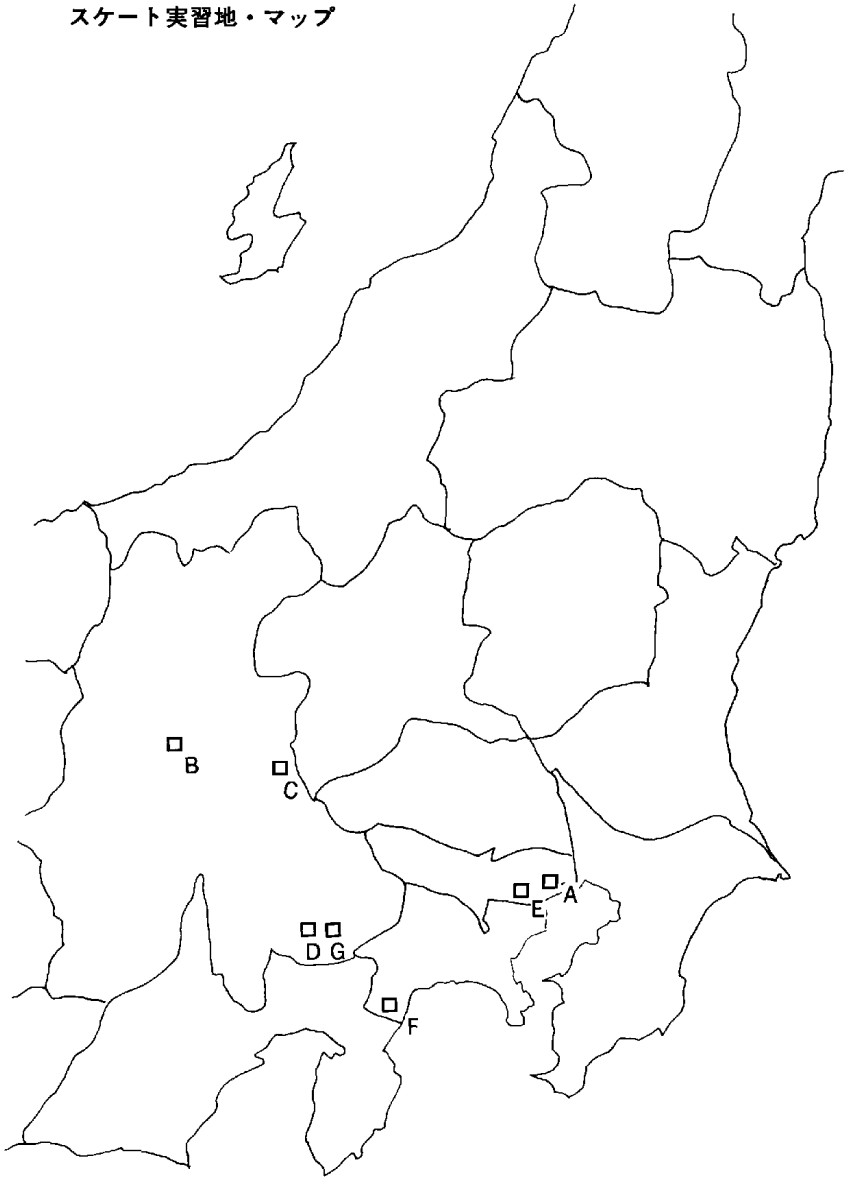


スケート実習一覧

年度	実習期間	対象学年	実習地
S 30 度	S.31.02.01~02.04	学部 4	後楽園スケートリンク [A]
S 31 度	S.32.01.29~02.01 S.32.02.04.5.8	学部 4 短大 2	夢の海スケート場 [B] 後楽園スケートリンク [A]
S 32 度	S.33.02.02~02.05 S.33.03.04~03.06	学部 4 短大 1	夢の海スケート場 [B] 後楽園アイスパレス [A]
S 33 度	S.34.01.29~02.01 S.34.03.04~03.06	学部 4 短大 1	夢の海スケート場 [B] 後楽園アイスパレス [A]
S 34 度	S.35.01.25~01.28	学部 4	後楽園アイスパレス [A]
S 35 度	S.36.01.30~02.02	学部 4、短大 2	軽井沢スケートセンター [C]
S 36 度	S.37.02.01~02.06	学部 4、短大 2	軽井沢スケートセンター [C]
S 37 度	S.38.02.01~02.06	学部 4、短大 2	軽井沢スケートセンター [C]
S 38 度	S.39.02.01~02.06	学部 4、短大 2	富士山麓国際スケート・リンク (河口湖) [D]
S 39 度	S.40.02.04~02.05	学部 4、短大 2	富士山麓国際スケート・リンク (河口湖) [D]
S 40 度	S.41.02.04~02.05	学部 4、短大 2	富士山麓国際スケート・リンク (河口湖) [D]
S 41 度	S.42.02.16~02.18	学部 4、短大 2	東京代々木体育館 [E]
S 42 度	S.43.02.06~02.07	学部 4、短大 2	箱根強羅スケートセンター [F]
S 43 度	S.44.02.04~02.05	学部 4、短大 2	箱根強羅スケートセンター [F]
S 44 度	S.45.02.05~02.06	学部 4、短大 2	箱根強羅スケートセンター [F]
S 45 度	S.46.02.10~02.11	学部 4、短大 2	箱根強羅スケートセンター [F]
S 46 度	S.47.02.09~02.10	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 47 度	S.48.02.05~02.08	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 48 度	S.49.02.04~02.05	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 49 度	S.50.01.20~01.24	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 50 度	S.51.01.19~01.22	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 51 度	S.52.02.17~02.26	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 52 度	S.53.02.11~02.22	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 53 度	S.54.02.15~02.24	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 54 度	S.55.02.13~02.23	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 55 度		学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 56 度	S.57.02.15~02.24	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 57 度	S.58.02.17~02.26	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 58 度	S.59.02.13~02.22	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 59 度	S.60.02.04~02.14	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 60 度	S.61.02.17~02.26	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 61 度	S.62.02.19~02.28	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 62 度	S.63.02.18~02.27	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
S 63 度	H.元.02.16~02.25	学部 4、短大 2	富士急ハイランド [G]
H 元 度	H.02.02.19~02.28	学部 4	富士急ハイランド [G]
H 2 度	H.03.02.18~02.27	学部 4	富士急ハイランド [G]

* [] 内のアルファベットは、マップ上に記載の位置を表わす。

スケート実習地・マップ



行われてきた。水泳実習は、深沢キャンパスに復帰後の昭和二十六年に丸子多摩川、翌年から玉川明大プールで実施された。昭和二十九年以降は鎌倉由比が浜海岸での合宿に切替えられ、昭和四十三年から伊豆宇佐美海岸へ移り、四十六年から弓が浜へ、さらに四十七年には今井浜に移り、さらに平成元年からは岩井海岸へと実習の場所を移して今日にいたっている。また、キャンプ実習は昭和三十一年夏から水泳実習と同じ鎌倉由比が浜キャンプ場ではじめられたが、三十三年からは富士山中湖の日本青年館清溪寮キャンプ場で、さらに昭和四十三年には水泳実習の隣接地宇佐美キャンプ場へ移転した。しかし、昭和四十七年には表富士山麓の林野庁グリーンキャンプ場を使用、五十年からは菅平高原に専用のキャンプ場を設置したことから実習地も当地に変更され、現在にいたっている。

スキー実習は昭和二十八年一月、燕スキー場で行って以来三十二年までつゞけられたが、翌三十三年一月以降、昭和三十年から女子の実習にあてていた赤倉スキー場を使用するようになり、三十五年一月には蔵王に移っている。さらに、昭和四十二年一月から女子が尾瀬戸倉スキー場に移り、四十六年一月には男子も同スキー場を使用して実習を行った。その後、柺池高原スキー場で実習され、さらに五十年一月からは菅平高原でスキー実習を行ったが、五十五年からは再び柺池高原スキー場へとその実習地を移して現在にいたっている。次に、スケート実習をみてみよう。昭和三十二年以降、蓼の海スケート場が実習地として使用されてきたが、三十六年には軽井沢スケートセンター、三十九年以降は富士山麓国際スケートリンク、四十二年は東京代々木体育館、昭和四十三年以降箱根強羅スケートセンター、そして四十七年には富士急ハイランドが実習地とされ、今日にいたっている。

これらの野外教育実習の内容については、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に記載されている回想に譲り、ここでは現在に至るまでの実習地、実習の期日に関する図表を掲げておくことにしよう。但し、この図表

では四学科共通「必修」科目として実施された実習のみを対象にして記載する。これによって、本学の野外実習はその規模が大きいが故に定住の実習地を見出せず、場所を転々と移動しなければならなかったことがみえてこよう。

体育研究発表実演会も日本体育大学の特色ある教育を彩る教育活動である。この実演会の主役は学生であるが、実技科目担当教員の研究発表のステージでもあった。「実演発表」という表現が見られるのはそのためであった。「学生の日頃修練の成果を発表すると共に中学、高校における主教材の段階的発展的取扱の公開、体育祭、運動会等に適切と思われる教材の紹介発表」(「第二回体育研究発表実演会ご案内」)が主たるねらいとされてきたのだから、学生の発表の場であるだけでなく、演技指導の教師の発表の場でもあったといわねばならない。実演会の変遷については特記すべき質的内容を有しているが、ここではその詳細を別稿に委ね、期日と会場に関する一覧表を次頁に掲げるにとどめたい。なお、この実演会は東京を会場に実施するだけでなく、地方でも公演しているが、東京での実演会の方は本学で日本体育学会の大会が開催された年(昭和三十六年)と東京オリンピックが開催された年(昭和三十一年)の二年を除いて毎年開催されてきた。蛇足であるが、この実演会を通して、大正十五年四月に考案された「エッサツサ」が洗練され、今日の勇壮なエッサツサとして完成をみている。

昭和二十六年十一月十七日、深沢キャンパスで戦後初の運動会が開催された。第六十回体育祭である。ここに再開された体育祭はその後毎年開催されることになるが、昭和四十二年からは新しくはじまった学園祭の一環として実施されるようになり、現在にいたっている。なお、この記念すべき第六十回体育祭の様子は『体育大学時報』二号(昭和二十六年十二月一日)で報じられているので、次に引いて置くことにしたい。

体育研究発表実演会開催の移り変り

回数	期日	会場	回数	期日	会場
1	S 29. 9. 26	東京体育館	24	S 54. 10. 26	代々木競技場第二体育館
2	S 30. 9. 18	東京 田園コロシアム	25	S 55. 11. 1	東京体育館
地方	S 30. 10. 18	函館市内小、中学校体育館	26	S 56. 10. 31	駒沢オリンピック公園体育館
"	S 30. 10. 19	函館千代台球場	地方	S 56. 12. 17	福岡市民体育館
"	S 30. 10. 20	札幌市宮丸山競技場	"	S 56. 12. 18	熊本市立体育館
"	S 30. 10. 21	札幌市宮中島スポーツセンター	"	S 56. 12. 19	鹿児島県立体育館
"	S 30. 10. 22	旭川市体育館	"	S 56. 12. 21	広島県立体育館
"	S 30. 10. 23	旭川市体育館	27	S 57. 11. 12	駒沢オリンピック公園体育館
3	S 31. 10. 20	東京体育館	地方	S 57. 12. 20	香川県立体育館
4	S 32. 9. 22	東京体育館	"	S 57. 12. 21	徳島市立体育館
地方	S 32. 10. 2	大垣市スポーツセンター	"	S 57. 12. 22	高知県立体育館
"	S 32. 10. 2	岐阜市民スポーツセンター	"	S 57. 12. 23	愛媛県立体育館
"	S 32. 10. 3	大阪府立体育館	28	S 58. 11. 11	代々木競技場第二体育館
5	S 33. 9. 28	東京体育館	地方	S 58. 12. 19	山口県体育館
地方	S 33. 10. 2	大阪府立体育館	"	S 58. 12. 20	大田市総合体育館
"	S 33. 10. 4	名古屋金山山体育館	"	S 58. 12. 21	米子産業体育館
"	S 33. 10. 11	川崎市市民体育館	"	S 58. 12. 22	岡山県体育館
6	S 34. 9. 26	東京体育館	29	S 59. 12. 16	駒沢オリンピック公園体育館
7	S 35. 10. 15	東京体育館	地方	S 59. 12. 23	和歌山県立体育館
8	S 37. 9. 29	東京体育館	"	S 59. 12. 24	滋賀県立体育館
地方	S 37. 11. 11	山口県立体育館	"	S 59. 12. 25	京都市体育館
"	S 37. 11. 12	福岡平和台球場	"	S 59. 12. 26	大阪府立体育館
"	S 37. 11. 14	熊本県立体育館	"	S 59. 12. 27	神戸市立中央体育館
"	S 37. 11. 16	大分県立体育館	30	S 60. 11. 16	駒沢オリンピック公園体育館
"	S 37. 11. 16	県立竹田高校体育館	地方	S 60. 11. 14	川崎市体育館
9	S 38. 9. 28	東京体育館	"	S 60. 12. 22	三島市体育館
10	S 40. 10. 2	東京体育館	"	S 60. 12. 23	愛知県体育館
11	S 41. 10. 8	東京体育館	"	S 60. 12. 24	大垣市総合体育館
地方	S 41. 11. 1	宮城県営スポーツセンター	"	S 60. 12. 25	四日市市体育館
"	S 41. 11. 2	秋田市営体育館	31	S 61. 11. 15	駒沢オリンピック公園体育館
"	S 41. 11. 4	青森県立体育館	地方	S 61. 11. 18	新潟市体育館
"	S 41. 11. 5	水沢市体育文化会館	"	S 61. 11. 19	富山市体育館
"	S 41. 11. 6	山形県営体育館	"	S 61. 11. 20	金沢市総合体育館
"	S 41. 11. 7	福島県営体育館	"	S 61. 11. 21	福井県営体育館
12	S 42. 10. 7	東京体育館	32	S 62. 11. 12	駒沢オリンピック公園体育館
13	S 43. 9. 28	東京体育館	地方	S 62. 12. 20	茨城武道館
14	S 44. 10. 11	東京体育館	"	S 62. 12. 21	栃木県体育館
"	S 44. 11. 23	横浜文化会館	"	S 62. 12. 22	前橋市民体育館
15	S 45. 10. 24	東京体育館	33	S 63. 11. 19	駒沢オリンピック公園体育館
地方	S 45. 10. 27	静岡草薙総合運動場体育館	地方	S 63. 12. 17	船橋市運動公園体育館
"	S 45. 10. 28	岐阜県民体育館	"	S 63. 12. 18	福島県体育館
"	S 45. 10. 29	四日市市立体育館	"	S 63. 12. 19	仙台市体育館
"	S 45. 10. 29	三重県営総合競技場体育館	"	S 63. 12. 20	山形県体育館
"	S 45. 10. 30	愛知県蒲郡市体育館	34	H元. 11. 10	駒沢オリンピック公園体育館
"	S 45. 10. 31	愛知県体育館	地方	H元. 9. 10	岩手県営体育館
16	S 46. 10. 23	代々木競技場第二体育館	"	H元. 9. 11	弘前市民体育館
17	S 47. 10. 20	駒沢オリンピック公園体育館	"	H元. 9. 12	秋田県立体育館
18	S 48. 10. 24	東京都駒沢第二体育館	地方	H 2. 11. 6	道立北見体育センター
19	S 49. 9. 20	代々木競技場第二体育館	"	H 2. 11. 7	帯広市総合体育館
20	S 50. 9. 24	駒沢オリンピック公園体育館	"	H 2. 11. 8	道立札幌中島体育センター
21	S 51. 10. 22	駒沢オリンピック公園体育館	"	H 2. 11. 10	函館市民体育センター
22	S 52. 10. 29	東京体育館	35	H 2. 11. 20	東京体育館
23	S 53. 10. 21	駒沢オリンピック公園体育館			

(注) 地方実演については資料で確認されたもののみを掲載した。

若人の祭典 第六十回体育祭堂々開幕

颯風一陣気づかわれた天候もからりと晴れまさに菊香る秋日和の一七日ここに第六〇回体育祭が開催された。昭和一八年このグラウンドに体育祭を行つて以来風雲急を告げ、一学徒出陣一勤勞動員一戦災一終戦一土浦移転一移りゆく八星霜の永き年月を若人の姿をどんなに待ち侘びたであらう。校庭の草や木も、体育祭開始を告げる煙火にやさしく「木だま」し静かに深沢の森にひびき渡つた。日章旗を先頭に堂々たる行進、八時二十分本学駅伝部によつてはるばる明治神宮より継承せられし聖火がグラウンドに到着、オリムピックの開会にも似てここに若人の祭典、本学の体育祭は拍手と感激の中に厳肅に開幕された。

高橋自治会長の開会宣言、窪田先生のタクト一振、ピアノ・オルガン・チェロのトリオ、壮嚴な君が代の響きの中に国旗が掲揚された。河田副学長の開会の辞、競技部長訓辞・・・質実剛健輝く校風、日体、日体、燦たる母校！若き学徒の意気高らかに校歌の斉唱も終れば、朝の空気をついてウォーミング・アップの朝礼体操、演技開始のマイクと共に折から流れる軍艦マーチ、あざやかな行進、制服に白ズボンの姿いつ迄も觀衆の拍手は続いた。

久し振りだナア、わたしは日体の運動会だけは欠かしたことが無い、大井にあつた頃から随分遠くから見物客が来たものでネ。

記者席のすぐ後の方で純朴さうな中年の紳士が八年振りに開催された体育祭の喜びを語っている。

× 百米予選を終えていまやグラウンドには槍投、走幅跳、走高飛の選手が各級の榮譽を双肩に奮戦している、あの腕があの足がヘルシンキの夢を呼ぶ。四〇〇米予選、各部対抗継走予選、思い思いのランニング姿、水泳頑張れ！声援の中にカルメン奇想曲が快よく耳を過ぎる。日曜日で無いだけにと誰もが案じたお客様も早や中央のスタンド一杯につめかけた。倒立競争！倒立には自信のある面々、号砲一発立ちに立つた越後獅子！さすがにつよく百名近い者が五十米をすぎる、これには竹本、河野両教官も出場遂に百米の新記録樹立、お互ひ

たり。

各部対抗継走、この頃から体育祭は高調に達し、ダンス、ポートランドファンシーのたのしき集ひ、職員継走の頃より地区対抗継走の応援は場内一杯に活発に展開される。北海道、東北、関東、中部、中国、近畿、四国、九州。グラウンドは今応援の真只中。会津バンダイ山から三島音頭、炭抗節から黒田節、「おてもやん」もとび出し熱狂又熱狂郷土色豊かなこの応援の中に選手はスタートラインに入る、一瞬の緊張した静かさの中に号砲一発、スタート。九州よ、東京よ、北海道頑張れ、声援は再び場内を圧する、マイクが刻々に移りゆくレースの経過を告げれば観衆すべて総立ち、息づまる熱戦の中に遂に九州が優勝の栄を獲得する。かくてつつがなく演技は終了した。一年C組への優勝カップ授与。つるべ落しの秋の日はいとも早く、仰げ土佐山ギガとして我日体の学寮は・・・幾多先輩の夢残る寮歌を歌う頃夕映の色が若人の瞳ぬらす感激の一瞬をもたらし、若き日の歴史の一頁、第六〇回体育祭はここに閉会せり。(編集部M記者)。

卒業に必要な単位として保健体育に関する教職課程を要求していた本学では、毎年六月に一齐に教育実習を行っている。実習校は学生の出身中学・高等学校が多いために、全国的規模で教育実習が行われてきた。当初から地方における教育実習期間中に本学教員を巡回指導に派遣することはなかったが、昭和四十五年度からこれを実施するようになっていく。

体操学校時代、体育専門学校時代を通して生活教育の場と見做されてきた寄宿寮は体育大学時代にもその教育方針が継承された。深沢キャンパスに復帰移転した当時も全寮制がひかれているからである。けれども、学生の数が増加した三十年代になると、全寮制は事実上難しくなり、新入生を対象にした入寮制へと変更しなければならなく

なっていく。これに対して女子学生の入寮は三十年代以降には全寮制に近い状態が維持されるようになった。しかし、四十年代にはこの女子寮でもゆとりがなくなり、新入生を優先した入寮制をひかねばならなくなっている。とまれ、東京オリンピックが開催された昭和三十九年度にキャンパス内で設置されていた寄宿寮は大学施設の拡充にともない撤去されたが、その代わりに桜町病院跡の体育研究所を解体して、ここに鉄筋コンクリート六階建の第一学生寮（六〇〇名収容、男子専用）が建設されている。四十三年一月には第二学生寮（男子専用）も完成した。かくて男女合わせて一、二〇〇名を収容しうる学生寮が用意されたのである。

昭和二十八年当時、寮内で学生たちはどのような生活を営んでいたのであろうか。その当時の寮の規則を通して学生たちの生活誌を垣間見てみよう。

日本体育大学寮則

第一章 総則

第一条 寄宿寮は寮生をして其の協同生活を通じて教養ある体育指導者としての資質を涵養し個性の完成に努め併せて寮舎の管理能力を修得させる事を以て目的とする。

第二条 本学学生は原則として総て入寮するものとする但し事情によって通学を許可することがある。研究科生及び外国人等にあつては本人の希望により選考の上入寮を許可する。

第三条 本学学則に依り退学を命ぜられた者又は除籍処分を受けた者は即時退寮するものとする。休学者又之に準ずる。

第四条 本学休業中一定期間寮を閉鎖することがある。但し閉鎖期間中事情により寮舎の一部を使用せんと

する者は予め寮監を経て寮監長の許可を受けるものとする。

第五條

寮費其他納入すべき諸費は後章の規定に従い所定の期日までに会計に納入するものとする。

第六條

寄宿寮を分けて男子寮（南寮、北寮、外寮）女子寮とし各寮に寮委員若干名をおく、寮委員は高学年生より寮生の互選により寮監長これを命ずる。但し一年生の委員は寮監会議により決定の上寮監

長之を命じ其の任期は一学期とする。然し再任することが出来る。

第七條

寮に左の役員を置く

寮監長、寮監、寮委員、寮週番

寮監長は寮務を統轄する寮監は寮監長を補佐し寮生活全般に恒る実務を掌り学生の自発、自治活動を促進し第一條の目的達成に努力するものとする。寮委員は寮監に協力して事務を処理し卒先垂範当該寮生活の淳化向上に任ずると共に人員状況を記録し寮監に報告するものとする。

寮週番は寮委員と連絡して寮内の風紀、衛生、清潔、整頓、火災、盗難の予防等に留意するものとする。

第八條

寮週番は各寮二名之に当り期間は一週間とし土曜日学習時間直後交代するものとする。

第二章 日課時限

第九條

日課時限を左の通定める（合図は太鼓に依る）

七、〇〇 起床 八、〇〇 朝食 八、五〇 登校 一二、〇〇 昼食 六、〇〇 夕食

八、三〇 学習 一〇、三〇 消燈（季節により変更あり）

第十條

勉強其の他の理由により延燈を希望する者は寮委員に届出るものとする。

第十一條

食事定刻一時間後は特別の事情あらざる限り給食せざるものとする。

第十二條

就褥を為さんとする者は委員に連絡し備付帳簿に記録する。

外泊、帰省等為さんとする者は寮委員をへて寮監に願出るものとする。

第十三条 外来者との面会は放課後より学習時間まで食堂で行うを本則とする凡そ外来者入寮の際は必ず寮監、

若しくは寮委員の許可を得るものとする。

第十四条 楽器使用は放課後より学習時間までとする。

第三章 諸 費

第十五条 寮に納入すべき諸費及納入期日は学校法人日本体育会の定める所に依る。但し入寮費は入寮の際納

入し寮費食費は毎月五日までに納入するものとする（学期始は五日以内）

第十六条 一月以上欠食の場合は其の期日までに所定の届け出ありたる時に限り欠食費を返還する。食費の返還は翌月に於てこれを行う。

一ヶ月以上に涉る場合は一ヶ月を三十日として計算する。

第十七条 凡そ寮舎の設備又は備品を毀損した時は弁償せしむるものとする。

第四章 寮生心得

1 常に第一条の主旨を体し共励切磋以て寮生活淳化向上を図ること。

2 日課時限を厳守すること。

3 寮の内外を問はず礼儀作法を厳正にして道義心の昂揚に勉むること。

4 特に節制と清潔とに留意し常に容姿を端正にすること。

5 常に火氣に細心の注意を為すこと、電熱器の使用は厳禁する。

付 則

本則は改正の必要ある時は予め寮監長の決裁を終る^マこと。

第三項 学友会の発足とその活動

昭和二十年九月、文部省は『校友会新発足二関スル件』（次官通牒）を発し、十六年八月の『学校報国団ノ体制確立方』を廃止、翌二十一年六月に『学校校友会運動部の組織運営に関する件』を体育局長名で通牒し、「学校校友会運動部と組織運営の参考」として十一日に巨る留意点を提示した。これら一連の校友会に対する措置は敗戦処理の一環として実施されたもので、軍事的色彩の払拭の一点に絞られている。昭和二十四年四月、日本体育大学が開校する。実質的には同年九月二十日に入学式を挙行しているので、開校はこの時点までまたねばならない。しかし、二十四年四月に次に掲げる「日本体育大学々生自治会々則」が定められ、この学生自治会を通して学友会活動が推進されていった。なお、当該の規則は昭和二十八年度の『日本体育大学要覧』によるものである。

日本体育大学々生自治会々則

第一章 総則

第一条 本会を日本体育大学学生自治会と称す。

第二条 本会は会員と教職員の親睦をはかり自主的精神に基き鞏固なる団結により学園の民主化を実現し体育を通じて人格の陶冶をはかると共に真理を追求し文化国家の建設と体育文化の高揚に寄与せんことを期す。

第三条 本会は前条の目的達成のための次の事業を行う。

- 1 学生々活と教育制度に関してその周知徹底を期するための調査
- 2 学友会活動の推進

3 学校当局との緊密なる連絡

4 自治機関として健全なる発展のための啓蒙運動

5 其の他目的達成に必要な諸事項

第四条 本会は本部（事務所）を本学内に置く。

第二章 会 員

第五条 本会は日本体育大学の全学生をもって組織する。

第六条 本会員は、この会則を尊重し擁護する義務を負う。

第七条 本会員は本会の選挙権、被選挙権、並に議決権を有する。

第三章 機 関

第八条 本会には左の機関をおく。

1 学生大会 2 理事会 3 役員会

第九条 学生大会は、本会の最高議決機関であつて全会員を以て組織する。

第十条 定例学生大会は毎学期一回会長これを招集する。但し左の場合は臨時にこれを招集することが出来る。

1 会長及び理事会、役員会の決議があつたとき。

2 会員の三分の一以上の請求があつたとき。

3 其の他必要あつたとき理事会にはかり会長これを招集する。

第十一条 大会の議長は理事会の指名により会長これを選出する。

第十二条 大会に提出される議題は予め会員に周知されなければならない。

第十三条 理事会は会長、副会長及び理事によって構成される。

第十四条 理事会は左の事項を審議しこれを大会に付議決定する。

- 1 自治会の基本方針（一年の大学行事）
- 2 学生々活の高揚改善に関する事項
- 3 役員会に於ける決議事項の審議

4 会計

5 其他各般の事項

第十五条 役員会は本会の役員によつて構成される。

第十六条 役員会にて決議した事項は理事会にはかるものとする。

第十七条 学生大会、理事会、役員会は定員の三分の二以上を以て成立する。

第十八条 会議の議事は出席人員の過半数の意見を以て決め、可否同数なるときは議長これを裁決する。

第十九条 学生大会、理事会、役員会不成立の場合は一週間以内に再招集するものとする。

第四章 役員

第二十条 本会には左の役員をおく。

会長一名、副会長一名、理事八名（中理事長一名）、委員 各学年四名

第二十一条 1 会長、副会長、理事長、理事は役員中よりこれを互選し決定する。

2 委員は各学年より四名宛選出される。

第二十二条 1 会長は本会を代表し会務を統制する。

2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長は理事会の会務を統割する。

4 理事は本会の事務を分担し常務を執行する。

5 委員は会についての学年の意見を代表しこれを処理する。

第二十三条 役員任期は一年間とする。但し再任を妨げず。

第二十四条 役員に欠員の生じたときは直ちにこれを補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第二十五条 第一学年の委員は後期より選出され会務を担当する。

第二十六条 役員辞任の場合は委員会、理事会の承認を得て大会にはかり補充は辞任後一週間以内に行うものとする。

第二十七条 役員が公務を私用したり其の他不必要に議事を妨げるときは理事会にはかり善処するものとする。

第五章 会計

第二十八条 本会の経費は会費を以てこれに当てる。

第二十九条 会費は年二回（一回一〇〇円）徴集する。

第三十条 本会の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第六章 脱退除名

第三十一条 本学々生は入学と同時に本会に入会し特別の事情ある場合を除き脱会することを得ず。

第三十二条 会員にして左の事項に該当する場合は大会を経て除名することを得る。

1 本会の会則に違反し統制を乱した場合

2 本会の名譽をきずつけた場合

3 学生の身分にもとる行為ある場合

第三十三条 本会を除名せられた場合は一週間以内に退学届を学校に提出する。

第七章 付則

第三十四条 会則の修正は次の場合これを要求出来る。

1 会員百名以上の連名書を提出した場合

2 役員会に於ける三分の二以上の同意ある場合

3 会長の発議ある場合

第三十五条 前条の要求ありしとき理事会に於て審議し学生大会にはかり三分の二以上の賛成を得て修正される。

第三十六条 本会則は昭和二十四年四月より施行する。

学生自治会はGHQの指導のもとで一斉に結成されたもの、一つであり、したがって「学生はもちろん、大学当局が自治会結成にかなり積極的であつた」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）が、この自治会は昭和二十九年限りで自然消滅の運命をたどることになった。その理由は「自治会費の徴収が困難で経済的に行きづまつたこと、活発化する学友会活動との重複のまゝに、当時の少ない学生数では自治会活動が軽視されがちになつたこと、大学当局が学友会活動に力を入れたこと」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）に求められるという。

学友会活動は自治会がその会則第三条2項に「学友会活動の推進」を掲げているところから知られるように、大学への昇格と同時に開始されている。しかし、学友会規約が大学昇格と同時に制定されたかどうかは未詳である。次に引こうとする学友会規約は昭和二十六年七月五日に印刷され、九月一日に施行のもので、昭和二十八年の『日本体育大学要覧』に掲載されているので、正式には深沢復帰後に設立されたといわねばならない。なお、学友会規約第六条に基づき「学友会總會規程」も制定されているので、続けて掲げることにし、平成三年三月三十一日現在の「日本体育大学学友会運動部一覽」も併せて掲載することにした。

学友会規約

第一章 総則

第一条 本会は日本体育大学々友会と称し本部を日本体育大学内に置く

第二条 本会は日本体育大学建学の主旨に基づき教養と技術の向上に切磋琢磨するを目的とし兼ねて各種運動競技の対外的活動の代表機関となる

第二章 会員

第三条 本会は日本体育大学々生及び教職員を以て組織する

第四条 本会々員は第二条の目的遂行に関し平等の権利を有し、又会則並に決議を厳守する義務を有する

第三章 機関

第五条 本会に左の機関を置く

一、総会

一、部長協議会

一、評議員会

第六条 総会は本会の決議機関であつて毎年春秋二回これを開催する

総会の運営及び構成は別に定める

臨時開催の必要ある時は会長これを招集する

第七条 部長協議会は各部の部長副部长を以て構成し会長が随時招集し左の事項を協議する

一、本会規約準拠の細則に関する事

一、各部活動の統一的調整に関する事

一、各部学生委員の資格審議に関する事

一、総会に付議する事項の審議に関する事

第八條 一、其他この会の目的達成に必要な事項
評議員会は評議員を以て構成し会長が随時招集し左の事項を協議する

一、予算、決算の審議に関すること

評議員会の会議はすべて公開とする

第四章 役員

第九條 本会に左の役員を置く

一、会長 一名 学 長

一、副会長 一名 教 職 員

一、部長、副部长 若干名 教 職 員

一、評議員 九名 学 生

一、委 員 各班毎に二名 学 生

第十條 学生役員の任期は一年とし再任を妨げない、補欠役員の任期は前任者の残留期間とする

(但し特に必要と認める場合は増員することが出来る)

第十一條 役員の仕事は左の通りとする

会長は本会を総括し代表すると共に本会のすべての集会を招集しその議長となる。役員を任命する

副会長は会長を補佐し会長不在のとき職務を代行する

部長は各部を統轄し事業の計画運営に当る

副部长は部長を補佐し部長不在のとき職務を代行する

評議員は評議員会を構成し第八條に定める任務を遂行する

委員は各所属部長の指示に従って当該部の業務を遂行する

学生役員は各部長が候補者を選出し部長協議会の承認を得て会長これを任命する

第五章 運 営

第十二条 本会は目的達成の爲左の執行部を置き会の運営をする

一、総務部

一、運動部

一、文化部

一、厚生部

総務部は会計及庶務の二班に分れ各部予算及予備費の管理並に各部活動の調整等をする

運動部は陸上、駅伝、器械、徒手、庭球、スキー、スケート、ダンス、水上、籠球、排球、ラグ

ビー、送球、野球、卓球、相撲、レスリング、柔道等に分れ各部毎に事業計画に基づき活動する

文化部は講演、芸術、図書の一部に分れ各部毎に事業計画に基づき活動する

厚生部は共済、衛生、美化の三部に分れ各部毎に事業計画に基づき活動する

第六章 会 計

第十三条 本会の経費は会費、入会金、事業収入及自発的寄付金を以て充つる

第十四条 会費は月額百円とし月ごとに納めることもまた一年分を一度に納めることもできる

第十五条 本会の予算は総務部に於て原案を編成し評議員会で審議し總會の承認を要する

第十六条 本会の会計年度毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終る

第七章 改 正

第十七条 規約は總會において出席者の三分の二以上の賛成投票により改正することができる

付 則

この規約は昭和二十六年九月一日より施行する

学友会総会規程

第一章 総則

第一条 本総会を日本体育大学々友会総会と言う（以下これを総会と云う）

第二条 総会は学生の純真で積極的な行動による総意を達成せしめる様教職員が之に指導的助言及意見を述べ学校生活に於ける課外活動を有意義ならしめることを目的とする

第三条 総会は学友会々員を以て構成する

第二章 役員

第四条 総会には次の役員を設置する

一、議長 一名

一、副議長 一名

一、書記 一名

議長は会長若くは会長の指名する教職員がなり副議長及書記は総会出席会員中より会員が選出する

役員の任期は総会開会中とする

第五条 議長は総会の議場の秩序を保持し議事を整理し総会を代表する

副議長は議長を補佐し議長が事故あつた時その職務を代行する

書記は総会の記録を作成する

総会の会計は総務部会計が之を担当する

第三章 会員

第六条 会員は日本体育大学々友会々員とし総会の議場において議長の指示に従い自由に発言する権利を

有する

第四章 会 議

第七 条 総会は次の事項を審議し議決する

一、会 則

一、予算、決算

一、渉外事項

一、その他学友会運営に関する重要事項

第八 条 総会に提出する議案は原則として総会の四日前に告示し会員に知らしめなければならない

但緊急を要し時日の余裕がない場合はこの限りではない

第九 条 開会中に議決に至らなかつた案件は後の総会に継続することが出来ない

第十 条 会員の発言は議長承認を要する

第五章 規 律

第十一 条 会議中会員が規程に違反し議場の秩序を乱した時は議長は注意しその指示に従わない時は総会々

場から退場させる

第十二 条 議長は傍聴人が指示に従わなかつた時は退場させる

第十三 条 議長は議場を整理し難い時は休憩を宣し又は散会することが出来る

付 則

この規程は昭和二十六年九月一日より施行する

日本体育大学学友会運動部一覧 (平成3年3月31日現在)

運 動 部 名	創 立 年	運 動 部 名	創 立 年
陸 上 競 技 部	大正14年	相 撲 部	大正14年
体 操 競 技 部	明治34年	レ ス リ ン グ 部	昭和26年
水 泳 部	明治34年	フ ェ ン シ ン グ 部	昭和46年
体 操 部	明治34年	ボ ク シ ン グ 部	昭和38年
バレーボール部	大正14年	ス キ ー 部	大正14年
バスケットボール部	大正14年	ス ケ ー ト 部	昭和32年
サ ッ カ ー 部	明治34年	空 手 道 部	昭和31年
ハンドボール部	昭和12年	ウ ェ イ ト リ フ テ ィ ン グ 部	昭和14年
ラ グ ビ ー 部	明治34年	少 林 寺 拳 法 部	昭和46年
アメリカンフットボール部	昭和33年	ダ ン ス 部	明治34年
野 球 部	明治34年	山 岳 部	大正14年
ソフトボール部	昭和31年	ア ー チェ リ ー 部	昭和34年
バドミントン部	昭和31年	ゴ ル フ 部	昭和47年
軟式テニス部	明治34年	ト ラ ン ポ リ ン 部	昭和47年
硬式テニス部	明治34年	合 気 道 部	昭和46年
卓 球 部	明治40年	カ ヌ ー 部	昭和52年
柔 道 部	明治34年	ボ ー ト 部	明治34年
剣 道 部	明治34年	軟 式 野 球 部	昭和51年

第三節 東京オリンピックと運動部活動の本格化

第一項 東京オリンピックと日本人のスポーツ観の変容

昭和三十一年一月八日、『週刊朝日』は「日本体育大学 アメリカとソ連に勝つ学校」と題する記事を掲載した。この記事は「日本の断面」という連載記事の第二番目に取り上げられたもので、左に掲げる一文である。バラック建ての小さな大学に新生日本の建設の一端を担ってもらおうというものであった。

日本にもスポーツ時代はやってきた。この世界的上げ潮は当分退潮することはあるまい。そして、敗戦日本がアメリカおよびソ連と対等に戦えるのは、目下のところスポーツの分野だけだ。全国体育教育の七割を占めるといふ本学卒業生たちは、だれよりも早く敗戦の混乱を乗り越えて、日本の青年たちのために、ヘルシンキへの道、ローマへの道を開き、今はまたメルボルンへの道を準備しつつある。

アメリカに勝ち、ソ連に勝つ方法が具体性と自身をもって論ぜられつつあるのは、今の日本では、この大学のバラック校舎の中だけだともいえる。
珍重すべき学校である。

スポーツの分野でまずもって世界に復帰すること、そのためにはアメリカやソ連の選手と肩を並べる人材を育成

しなければならぬ。オリンピックという場で日本人の実力を発揮しなければならない、というわけである。だとすれば、教育の現場で運動部の指導のできる日本体育大学の卒業生に期待をかけるのも当然のことだったのである。ともあれ、昭和三十年代は戦後の日本のスポーツを方向づけていく時期であった。その中心に「東京オリンピック」が位置していたことはいまでもない。本邦初の世界的イベントに国民の関心が集中せしめられ、人びとはいやおうなしにスポーツの世界に魅き入れられていった。「オリンピック」が大義名分となって高速道路が整備され、世界一速い鉄道⇨新幹線もこれに併せて登場した。わが国の戦後経済の発達はオリンピックの招致（昭和三十九年十月）とは無関係ではなかったようである。次の引用に注目しておきたい。「昭和三十年ごろからわが国経済の発展は目ざましく（生産水準の上昇）、昭和三十五年ごろからは、国民への配分も目に見えて多くなり（所得水準の上昇）、それに随って、人々の生活も豊かさを増してきた（消費水準の上昇）」（『生活水準の歴史的推移』総合研究開発機構、昭和六十年三月）。

所得・消費水準の上昇は家計に「ゆとり」をもたらし、そのゆとりが娯楽のためのテレビの購入へと直結していた。冷蔵庫、洗濯機と並んでテレビは「三種の神器」と呼ばれ、昭和三十年代における中流家庭のステータス・シンボルとなっている。このテレビを通して、スポーツを観戦する層が増大した。スポーツ観戦はスポーツ施設を多く抱える都市の人びとの特権ではなくなっていくたのである。このようにみると、戦後の日本におけるスポーツの発達はテレビの普及をぬきに語るわけにはいかないことがみえてこよう。核心からそれるけれども、ここでは、近代スポーツを集中的に表現しているオリンピックとテレビジョンについて眺めてみることにしよう。

テレビカメラがオリンピックの場に登場したのはベルリン・オリンピック（一九三六、昭和十一年）が最初であ

った。大型のテレビカメラが選手をとらえた映像は多くのオリンピック関係者を驚嘆させたという。以来、オリンピックにはテレビ放映が必須の条件となった。昭和十五年、東京市に招聘した関係者もこのテレビ放映を真剣に考えねばならなくなった。ために国の威信をかけて、日本放送協会がテレビジョン技術の開発に乗り出していく。この事業の中心に国立浜松高等学校の高柳健二郎教授が位置づき、「ドイツよりも進んだ技術で、もつと数多くの競技種目のテレビ中継をおこなうことを考えていた」という（井出耕也「幻の東京五輪」テレビ中継大作戦）、『スポーツ・グラフィックナンバー』一四七号、昭和六十一年五月）。詳細に関しては井出の報告に譲らねばならないが、「世界ではじめてブラウン管を使って画像を出すことに成功」（大正十五年十二月）した高柳を中心に三〇〇名程のチームで東京オリンピックのテレビ中継の体制が組まれていた。多少長くなるが井出の前傾記事を引用しておこう。

さらに昭和十三年三月、同委員会（テレビジョン調査委員会）は「オリンピック東京大会に於けるテレビジョン放送施設の大綱」も決定した。

それによると、テレビジョン放送局は東京、名古屋、大阪の三大都市に置き、名古屋、大阪の放送局は東京から有線で中継を受けることになっていた。受像機の価格は1台600円から700円と予想されていたからとても一般家庭に短期間に普及させることは期待できず、受像は、公衆受像所90ヶ所が中心になると考えられていた。いわば街頭テレビである。

ちなみに、昭和十二年から試作が始まった戦闘機「零戦」の価格は1機10万円ぐらい。当時の世界最新鋭戦闘機が購入できたことになる。まだまだ、テレビは高価な「機械」だったのだ。

さらに大綱では、各競技場に10台の固定テレビカメラを置き、他に4台の一組の中継車を二組計8台、テレビカメラ10台を持つスタジオ一式、放送アンテナは海拔200m以上の高さにするなどを打ち出している。海拔200mくらいのアンテナで、送信出力5キロワットとすれば、半径30kmの範囲をカバーできると計算していた。

昭和十三年七月十五日、日本オリンピック委員会は第十二回オリンピック競技大会の東京市開催の返上を決定する。これによつて「オリンピック中継大作戦」の努力も水泡に帰した。この東京大会を立派にやつてのけていれば、スポーツのテレビ中継技術だけでなく、日本のテレビジョン技術が飛躍的に発達していただであらう。オリンピックの返上を決定づけた日本の戦争突入はスポーツだけでなく、テレビジョン技術の発達を阻止してしまつたのである。しかし、テレビジョン技術開発の努力は関係者によつて続けられていく。

戦後のテレビ中継はスポーツで始まつた。昭和二十六年六月三日、NHKは実験放送ではあるが、本邦初のテレビ実況中継を行い、後樂園球場から日本橋三越の電波展覧会へプロ野球を放映する。以来、テレビは着実に国民の日常生活の一部になつていく。蛇足ながら、テレビ放映の発達を年表を通して眺めておくことにしよう。『近代日本総合年表』（第二版、岩波書店、昭和五十九年刊）によれば次頁の表の如くである。

プロ野球の生中継ではじまつた戦後日本のテレビ放映の歩みから、われわれは東京オリンピックが開催されるまでにテレビ放映が一般国民のところを受信されるための基礎が固まつていったことを知ることができる。昭和三十年代に入ると、NHKだけでなく、民間のテレビ局が次々に開局に漕ぎつけたし、東京オリンピックの年には宇宙

戦後テレビ放送年表 (抄) —昭和26～39年—

年月日 (昭和)	項 目
26・6・3	NHK, テレビ (実験放送) で初の実況中継, 後楽園球場から日本橋三越の電波展覧会へプロ野球を放送
27・7・31	電波管理委員会, 日本テレビにテレビの予備免許を決定
28・2・1	NHK, 東京地区でテレビの本放送開始。1日約4時間, 契約数866
8・28	日本テレビ, 本放送開始 (民放初のテレビ放送)
29・10・—	〈テレビジョン〉雑誌創刊
30・4・1	ラジオ東京テレビ開局
12・20	NHK, カラーテレビ東京実験局 (UHF) 開局
12・—	大阪テレビ開局, 中部日本放送テレビ放送開始
31・11・22	<u>第16回オリンピック</u> <u>ク・メルボルンで</u> <u>開催</u>
32・4・—	北海道放送テレビ開局
12・28	NHK (東京), 日本テレビ, カラーテレビ実験局 (VHF) 開局
33・3・—	ラジオ九州テレビ開局
5・16	テレビ受信契約数100万突破
6・—	山陽放送テレビ開局
8・—	読売テレビ, テレビ西日本開局
11・—	関西テレビ開局
12・23	東京タワー完工式 (高さ333m)
12・—	東海テレビ開局
34・1・10	NHK 教育テレビ開局
2・1	日本教育テレビ開局
3・1	フジテレビ開局

年月日 (昭和)	項 目
3・—	毎日放送テレビ開局
4・—	ラジオ中国テレビ, 東北放送テレビ, 札幌テレビ開局
5・26	<u>IOC 実行委員会,</u> <u>国際競技連盟が日</u> <u>本のオリンピック</u> <u>(ヘルシンキ大</u> <u>会) 参加に同意し</u> <u>た旨発表</u>
11・—	沖縄テレビ開局
35・6・—	琉球放送テレビ開局
8・11	テレビ受信契約数5000万突破
8・25	<u>第17回オリンピッ</u> <u>ク, ローマで開催</u>
9・10	NHK, 日本テレビ, ラジオ東京, 朝日放送, 読売テレビ, カラーテレビ本放送開始
36・6・16	<u>スポーツ振興法公</u> <u>布</u>
37・4・—	名古屋テレビ開局
38・12・23	初の日米間テレビ宇宙中継受信実験 (リレー1号衛星) に成功 (ケネディ大統領暗殺ニュースを受信)
38・—・—	<u>テレビの影響など</u> <u>で児童月刊誌の休</u> <u>廃刊あいつく</u>
39・3・25	初の対米テレビ宇宙中継送信実験 (リレー2号衛星) に成功
4・12	東京12チャンネル開局
4・17	対欧送信実験に成功
10・10	<u>第18回オリンピッ</u> <u>ク東京大会開催</u> <u>(~10・24)</u>

中継も可能となった。この一方で、テレビ受像機の家庭定着も飛躍的な伸びを示した。これをテレビ受信の契約の件数でみてみることにしよう。

テレビ受信契約数の推移

年次	テレビ受信 契約数 (軒)
昭和26 (1951)	866
27 (1952)	1,485
28 (1953)	16,779
29 (1954)	52,882
30 (1955)	165,666
31 (1956)	419,364
32 (1957)	908,710
33 (1958)	1,982,379
34 (1959)	4,149,683
35 (1960)	6,860,472
36 (1961)	10,222,116
37 (1962)	13,378,973
38 (1963)	15,662,921
39 (1964)	17,132,090
40 (1965)	18,224,213
41 (1966)	19,246,542
42 (1967)	20,270,487
43 (1968)	21,220,733
44 (1969)	22,087,548
45 (1970)	22,818,567
46 (1971)	23,520,254
47 (1972)	24,433,463
48 (1973)	24,924,985
49 (1974)	25,753,396
50 (1975)	26,544,758
51 (1976)	27,058,881
52 (1977)	27,773,219
53 (1978)	28,393,682
54 (1979)	28,931,692
55 (1980)	29,262,991

『生活水準の歴史的推移』
総合研究開発機構刊
昭和60年3月

昭和二十六年、受信契約件数が866であったものが、東京でのオリンピック開催が決定した三十六年には100万を突破し、東京オリンピックの年には1500万を越えている。一家に一台のテレビ受像機の時代がオリンピックを契機に実現したとみてよいであろう。ちなみに、今日では3000万台を突破し、一家に二台のテレビが備えられるに至っている。これはテレビの需要が価格の低廉化をおしすすめた結果であろう。昭和三十五年には黒テレビが6万円代で求められたのであるが、東京オリンピックの年にはカラーテレビが白黒テレビ並みの価格で登場する。脇道にそれるけれども、当時の広告文を引用しておくことにしよう。

ついにカラーテレビが白黒なみのお値段になりました。

これまでの常識ではとても考えられない破格の価格です。価格ばかりでなく性能の面でもオドロクべき成果——大きさも重さも世界最少 カラーが6インチの画面で楽しめるのです。しかもトリネスコープ方式で映像の明るさはなんと10倍！ 美しさもまた格別です。時あたかも各地にカラー放送局が開局 いやいよカラー時代の幕がきつておとされりけれ——東京オリンピックの美しさと感動を茶の間のものにしたという三菱電気の念願がここに実ったのです。

東京オリンピックを世界へも

まだ記憶に生まなましい「日米テレビ中継」の成功——この劇的な成果のかけでは三菱電気製の追尾アンテナと超大形送信アンテナが 中継のカナメとして大きく寄与したのでした。これで今年の秋の祭典を世界中の人々が同じ瞬間に見 心を湧かせることになるかもしれない——できるだけ沢山の方々のくらしに役立ちたいと願う三菱電気の歴史に また輝かしい一ページがくわえられたのです。（『読売新聞』昭和39年1月3日、20面、—全面広告—）

かくいう三菱製品のカラーテレビの価格は9万2000円であった。今なら大卒初任給で十分に買い求めることができる値段であるが、三十九年当時の小学校教員の初任給が1万6300円であったことからすれば、庶民の手とどく価格であったとはいえない。無理をしなければ求めることができなかつた。しかし人びとは「無理」をして、世界のスポーツ祭典を観戦しようとしたのである。これによって、テレビの価格の実質は低廉化し、画面を通して「見るスポーツ」が定着していくのである。

こうして、テレビを囲んで一家団欒の一時を過ごすという新しい家族生活が築かれることとなった。ニュースや

ドラマだけでなく、スポーツが人気番組となったことはいうまでもない。いながらにしてスポーツの観戦ができるようになったのである。テレビ機軸という言葉が生まれたのもこの時期である。ブラウン管を通してスポーツを見る、というスポーツ観戦の世界が切り拓かれたのである。そのスポーツ時代を築くにあたって大きくものを言ったのは昭和三十九年（一九六四）年十月に開催された第十八回オリンピック競技大会（東京）であったといえよう。東京オリンピックを機会に、日本人のスポーツ観は大きく変容した。「する」スポーツの種類と機会が増えただけではなかった。「見る（観る）」スポーツの機会、すなわちスポーツ観戦の機会がテレビジョンの出現によって増大せしめられたのである。日常的に競技会が開催されるようになり、スポーツの情報にはことかなくなった。そのスポーツ情報を居ながらにして目と耳を通して視聴することができるようになったのである。このようなスポーツの普及と発達は多くの若者をスポーツへと誘うだけでなく、スポーツの指導者への道に踏み込ませることもあった。中・高等学校の運動部でスポーツに接した選手たちにとってスポーツの指導者とは、学校の運動部の監督・コーチであり、学校体育教員であった。したがって、保健体育教員の資格が取得しうる大学への進学が大きな関心事となっていく。

第二項 学友会運動部活動の本格化

（一）日本体育大学とオリンピック

東京オリンピックを機に国民のスポーツに寄せる関心が高まり、スポーツの指導者を養成する機関に対する期待も増大した。日本体育大学も来たるべきスポーツの時代に応えるために、指導者の養成だけでなくトップアスリ

日体大関係者のオリンピック競技大会出場の推移概数

大会名	区		役 員				選 手				%
	分		全 体		日体大関係		全 体		日体大関係		
	総数	内 訳	総数	内 訳	総数	内 訳	総数	内 訳			
第5回大会 (1912, ストックホルム)	2	男女 2 0	0	男女 0 0	2	男女 2 0	0	男女 0 0	0		
第7回大会 (1920, アントワープ)	3	男女 3 0	0	男女 0 0	15	男女 15 0	0	男女 0 0	0		
第8回大会 (1924, パリ)	12	男女 12 0	0	男女 0 0	19	男女 19 0	0	男女 0 0	0		
第9回大会 (1928, アムステルダム)	14	男女 14 0	0	男女 0 0	43	男女 42 1	1	男女 1 0	1.7		
第10回大会 (1932, ロスアンゼルス)	62	男女 61 1	0	男女 0 0	131	男女 115 16	3	男女 2 1	1.5		
第11回大会 (1936, ベルリン)	70	男女 68 2	0	男女 0 0	179	男女 162 17	4	男女 4 0	1.6		
第15回大会 (1952, ヘルシンキ)	37	男女 35 2	1	男女 1 0	72	男女 61 11	2	男女 2 0	2.7		
第16回大会 (1956, メルボルン)	55	男女 54 1	2	男女 2 0	118	男女 102 16	4	男女 3 1	3.4		
第17回大会 (1960, ローマ)	58	男女 55 3	3	男女 2 1	168	男女 147 21	7	男女 3 4	3.9		
第18回大会 (1964, 東京)	85	男女 80 5	5	男女 3 2	357	男女 296 61	13	男女 7 6	2.2		
第19回大会 (1968, メキシコシティー)	43	男女 42 1	3	男女 2 1	185	男女 155 30	13	男女 8 5	7.0		
第20回大会 (1972, ミュンヘン)	49	男女 48 1	6	男女 5 1	182	男女 144 38	19	男女 12 7	9.2		
第21回大会 (1976, モントリオール)	80	男女 77 3	12	男女 11 1	213	男女 152 61	25	男女 19 6	12.6		
第22回大会 (1980, モスクワ)	70	男女 68 2	8	男女 7 1	176	男女 138 38	19	男女 17 2	10.9		
第23回大会 (1984, ロスアンゼルス)	152	男女 145 7	17	男女 16 1	231	男女 178 53	38	男女 36 2	14.3		
第24回大会 (1988, ソウル)	78	男女 73 5	19	男女 18 1	259	男女 188 71	28	男女 23 5	13.9		

トの養成にも力を注ぐようになった。その結果は、オリンピックに出場した本学選手数の推移にも現れている。また、アジア競技大会、ユニバーシアード夏季大会に出場した選手の数が増していくのも本学がスポーツに力点を置いていた証であろう。

オリンピック競技大会をはじめ、アジア競技大会やユニバーシアード夏季大会における本学出身者の出場推移は、次に掲げる表にみられるように、東京オリンピックを契機にして、「日体大スポーツ」が日本のスポーツ界において一気に強豪として躍り出たことを示すものである。無論、この傾向は大

日体大関係者のアジア競技大会出場の推移概数

大会名	区		役員				選手				%
	分		全体		日体関係		全体		日体関係		
	総数	内訳	総数	内訳	総数	内訳	総数	内訳			
第1回大会 (1951, ニューデリー)	19	男 18 女 1	1	男 1 女 0	65	男 58 女 7	1	男 0 女 1	2.3		
第2回大会 (1954, マニラ)	52	男 51 女 1	1	男 1 女 0	151	男 121 女 30	1	男 1 女 0	0.9		
第3回大会 (1958, 東京)	50	男 48 女 2	1	男 1 女 0	245	男 202 女 43	2	男 0 女 2	1.01		
第4回大会 (1962, ジャカルタ)	51	男 50 女 1	2	男 2 女 0	209	男 161 女 48	4	男 3 女 1	2.3		
第5回大会 (1966, パンコク)	89	男 82 女 7	4	男 4 女 0	216	男 163 女 53	4	男 1 女 3	2.6		
第6回大会 (1970, パンコク)	52	男 51 女 1	3	男 3 女 0	221	男 175 女 46	9	男 7 女 2	4.3		
第7回大会 (1974, テヘラン)	54	男 52 女 2	2	男 1 女 1	289	男 209 女 80	34	男 22 女 12	10.4		
第8回大会 (1978, パンコク)	68	男 67 女 1	8	男 8 女 0	306	男 213 女 93	28	男 22 女 6	9.6		
第9回大会 (1982, デリ)	108	男 103 女 5	12	男 11 女 1	355	男 245 女 101	35	男 33 女 2	10.1		
第10回大会 (1986, ソウル)	152	男 147 女 5	10	男 9 女 1	439	男 301 女 138	29	男 26 女 3	6.6		
第11回大会 (1990, 北京)	141	男 133 女 8	16	男 15 女 1	580	男 348 女 232	64	男 46 女 18	11.1		

学スポーツ界においてより一層顕著にみとめられる。「ユニバーシアード夏季大会の大学別参加状況」「アジア競技大会の大学別参加状況」の表をみてほしい。ユニバーシアード夏季大会の場合には東京オリンピックから三年後にその影響が現れはじめ、一九七〇年の第七回以来、ほぼ出場選手数のトップの座を守り続けているし、アジア競技大会の場合には一九七四年の第七回大会以来、出場選手数のトップの座を堅持しているのである。

昭和三十九年の東京オリンピックの招致は日本のスポーツを飛躍的に発展させ、体育教員養成機関日体大のスポーツの発展も促した。このオリンピックの後に、「日本」(にほん)体育大学は「日本」(にっぽん)体育大学としてその呼称を改めたことからも知られるように、日体大に及ぼしたオリンピックの影響は大きかった。東京オリンピックの入場行進で日本選手団の先頭に立ったプラカードに「NIPPON」という表記が

日体大関係者のユニバーシアード夏季大会出場の新移概数

大会名	区		役 員				選 手				%
	分		全 体		日体関係		全 体		日体関係		
	総数	内 訳	総数	内 訳	総数	内 訳	総数	内 訳			
パ リ (1957年)	4	男 4 女 0	0	男 0 女 0	28	男 28 女 0	0	男 0 女 0	0		
ト リ ノ (1959年)	3	男 3 女 0	0	男 0 女 0	19	男 18 女 1	0	男 0 女 0	0		
ソ フ ィ ア (1961年)	16	男 16 女 0	1	男 1 女 0	67	男 62 女 5	3	男 3 女 0	4.8		
ポ ル ト ア レ グ レ (1963年)	15	男 15 女 0	1	男 1 女 0	47	男 46 女 1	2	男 2 女 0	4.8		
ブ デ ベ ス ト (1965年)	19	男 19 女 0	1	男 1 女 0	87	男 71 女 16	9	男 3 女 6	9.3		
東 京 (1967年)	44	男 41 女 3	5	男 4 女 1	200	男 129 女 71	27	男 8 女 19	13.1		
ト リ ノ (1970年)	19	男 18 女 1	3	男 2 女 1	69	男 50 女 19	15	男 8 女 7	20.4		
モ ス ク ワ (1973年)	26	男 24 女 2	4	男 2 女 2	73	男 53 女 20	12	男 5 女 7	16.1		
ソ フ ィ ア (1977年)	34	男 33 女 1	9	男 8 女 1	98	男 71 女 27	29	男 18 女 11	20.8		
メ キ シ コ シ ナ (1979年)	38	男 37 女 1	8	男 7 女 1	112	男 85 女 27	22	男 15 女 7	20.0		
ブ カ レ ス ト (1981年)	43	男 41 女 2	10	男 9 女 1	111	男 86 女 25	28	男 23 女 5	24.6		
エ ド モ ン ト ン (1983年)	51	男 48 女 3	11	男 9 女 2	143	男 91 女 52	34	男 23 女 11	23.1		
神 戸 (1985年)	65	男 57 女 8	11	男 10 女 1	242	男 157 女 85	42	男 23 女 19	17.2		
ザ グ レ ブ (1987年)	41	男 40 女 1	7	男 6 女 1	158	男 112 女 46	30	男 21 女 9	18.5		
デ ュ エ ス プ ル グ (1989年)	20	男 20 女 0	2	男 2 女 0	49	男 38 女 11	5	男 3 女 2	10.1		

用いられたわけであるが（日本が初参加した第五回のストックホルム大会でのプラカードもこの表記が用いられている）、日本のスポーツ界をリードせんとする日体大はそのプラカードで記された表記を踏襲することによって文字通り「日本」を代表するスポーツの大学になろうと意気込んだわけである。とはいえ、東京オリンピック直後に「につぼん」体育大学と呼ばれるようになったわけではない。それは昭和五十六年一月まで待たねばならなかった。昭和五十五年度第一〇回教授会（一月二十三日）においてはじめて当該呼称が採択されているからである。当時、秘書室企画部長であった宗内徳行教授

アジア競技大会の大学別参加状況（含：役員）*

大学名	開催年	回										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		1951	1954	1958	1962	1966	1970	1974	1978	1982	1986	1990
早稲田大学		13	31	40	37	31	31	18	12	15	23	25
慶応大学		7	17	25	15	12	4	6	8	5	8	5
明治大学		2	13	40	29	26	15	9	20	22	15	18
立教大学		4	11	18	12	12	7	6	6	8	4	4
法政大学		1	4	13	10	12	15	17	17	15	22	27
日本大学		4	23	42	24	39	35	23	26	37	52	65
中央大学		6	15	29	27	31	22	21	27	16	23	26
同志社大学			1	3		1		2	4	4	3	4
大理大学			5	9	1		6	8	10	17	18	20
関西学院大学		3	4	9	5	2	1	5	1	1	2	
関西大学		1	4	11	4	3	1	1	1	1	4	1
筑波大学（東高師・東教大）		5	12	12	9	10	10	3	10	21	25	27
日本体育大学		2	2	3	6	8	12	36	36	47	39	80
順天堂大学						2	9	4	10	11	12	10
東海大学							1	3	2	4	6	13
国士館大学						1	1	3	4	9	16	11
中京大学		1	2	1	4	7	5	10	7	6	8	8
大阪体育大学						2		1	2	3	5	4
福岡大学					1	2	2	4	2	4	2	2
東京女子体育大学								5	7	1	6	9
日本女子体育大学						3	3	4	8	2	5	1
武庫川女子大学								3	1	1	1	1

*（空欄は参加人員なし）

による次の原案「日本体育大学英文名称に関する件」が「承認」されているのである。すなわちその原案とは「NITTAI-DAI, NIPPON COLLEGE OF PHYSICAL EDUCATION」である。またこの欧文表記にあわせて日本体育大学の「邦文名称」を「ニッポン タイイクダイガク」とすることで「確認」をみている。以後、「にっぽん」と呼ぶことが定着をみるわけだが、原案提出にあたって企画部長名のアンケート調査が実施されている。その結果が「世界の中の日体大」を意識した選択に落ち着いたわけである。すなわち、東京オリンピックで世界に知れ渡った「NIPPON」を採れば、日本体育大学を世界に知らしめるのに好都合であるとする判断が働いたようである。「には

ユニバーシアード夏季大会の大学別参加状況（含：役員）*

回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
大学名 開催年	1957	1959	1961	1963	1965	1967	1970	1973	1977	1979	1981	1983	1985	1987	1989
早稲田大学	4	2	8	12	18	23	5	8	8	6	8	5	13	18	4
慶応大学	3	3	6	2	3	5	1	1	1		3	1	2	1	1
明治大学			1		2	4	2	4	7	6	4	5	8	3	1
立教大学			4	1	2	4	2			1	1	1		1	1
法政大学	1		3		1	8	4	11	8	14	13	9	12	18	9
日本大学	9	1	11	9	15	55	14	14	14	10	16	25	23	10	6
中央大学	3	5	8		8	26	9	8	10	10	8	7	11	12	4
同志社大学		2		5		2		2	1	1	2	6	2	2	4
大理大学						3		1	1	5	3	4	12	1	
関西学院大学	1		2	2		2	1	1	1		1	1	1	1	
関西大学			2	1		3	1								
筑波大学(元拓殖大)	2	1	4	1	2	11	4	3	12	20	14	30	49	27	6
日本体育大学			4	3	9	31	18	16	38	30	38	45	52	37	7
順天堂大学					3	8	4	2	4	5	4	8	16	8	3
東海大学								2	2	4	2			7	1
国士館大学						1	1	3	1	1	1		5	5	
中京大学			1	2	2	10	3	2		1	3	4	10	3	2
大蔵体育大学						2			1	2		4	4	1	
福岡大学								2	1	1	1		3	1	2
東京女子体育大学					2	3	4	1		4	3	3	4	2	1
日本女子体育大学						3			3	3	4	5	5	5	
武蔵川女子大学					3	4	1	3	2	2	1	1		1	

*（空欄は参加人員なし）

「か」、「にっぽん」かをめぐって東京オリンピックの折に賛否両論があったように、「にほん」を「にっぽん」に変えるには大変な勇気と決断が求められたわけであるが、原案提出にあたっては、戦前までさかのぼって、「にっぽん」に改めることが可能かどうかを調査され、慎重に慎重を重ねた点を指摘しておかねばならない。

このように、戦後、日本体育大学には東京オリンピックが大きく影響し、「日本」の呼称を「にほん」から「にっぽん」に改めさせただけでなく、「体育」大学を「スポーツ」大学へと転換させていったのである。

（二）運動部の強化に伴う運動施設の拡充と整備

国際的な競技会の運営に協力してきたのも本学がスポーツの奨励に本腰を入れ始めた証拠である。その最も多きなイベントへの協力は東京オリンピックに関連する運営協力であったが、昭和三十三年に東京で開催の第三回アジア競技大会にすでに大掛かりな協力体制がしかれている。開催期間中は連日、学生一、二〇〇名が場内整理員として動員され、五月二十四日の開会式エキジビションには器械体操に一〇〇名、マスケームに一、二〇〇名が参加、運搬式鉄棒に妙技を披露し、アジア競技大会のシンボルマークを描き出した。また開会式には本学の女子学生がダンス「春の海」を演じ、有終の美を飾っている。

昭和三十八年十月、東京国際スポーツ大会が開催された。この大会にも補助役員として二、〇〇〇名が、またマスケームに一、〇〇〇名が協力している。ここにも、本学が国際スポーツ競技大会に積極的に協力してきた証を見出すことができよう。しかし、何といっても昭和三十九年十月に開催の東京オリンピックへの協力は本学の歴史に深く刻み込まれねばならない。オリンピックの年には、本学の年間教育計画を変更して全学的な協力体制を築いている。同年六月二十一日に横浜市三ツ沢競技場で開催の「オリンピック東京大会横浜フェスティバル」に模範演技に協力するなど、大会期間前からオリンピック・ムードを盛り上げるのに一役も二役もかっているのである。また、十月三日の開会式予行に六二一名が出場したのをはじめ、大会期間中は補助役員として多くの学生・教職員が協力している。

学生のオリンピックであるユニバシアード夏季競技大会が昭和四十二年八月に開催されたときも、約二、〇〇〇名に及ぶ教職員と学生が協力しているが、開会式には一、五〇〇名の学生がマスケームを披露している点も記録されねばならない。

このように大学をあげて国際的なスポーツのイベントに参加・協力してきた本学であるが、このことはスポーツの奨励・普及に本格的に取り組むという姿勢の表明でもあった。スポーツの優れた指導技術を有する体育教師を養成するだけでなく、トップアスリートまでも養成しようという方針が打ち出されていた。超一流の技術に接することなしに、超一流の指導者の目はこやせないのだから、優秀な監督・コーチの育成の前提条件として優れた競技選手の育成が必要になってきたわけである。

したがって、運動部の強化が本学の新しい課題となってきた。そのためには練習環境を整備しなければならない。しかし、東京深沢のキャンパスは一、二〇〇坪程しかなく、運動施設を増設するには余力にも狭隘にすぎたといわねばならない。新しいキャンパスの確保が急がれたのである。その結果として誕生したのが横浜市緑区鴨志田の健志台運動施設であった。その運動施設建設にいたる経緯は第一部「学校法人日本体育会の沿革」の中で詳しく論じられているので、ここでは健志台キャンパスが運動の練習施設として確保された点を指摘しておくにとどめたい。なお、昭和四十三年九月に始まった健志台の建設は四十六年度には一応の完成をみているが、これに関して「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」は簡潔に記述しているので、次に引いておこう。

健志台の建設は、昭和四十三年九月三日の起工式にはじまり、その第一期工事は、七割弱の敷地の造成と陸上競技場の完成にあてられた。丘陵を削り、谷を埋めるその造成は、排水施設の完全を期する一年がかりの大規模な工事で、昭和四十四年一月には米本理事長みずから現地を視察督励するほどの熱の入れ方であった。この工事は昭和四十四年八月に完了し、九月四日、第三種陸上競技場として公認された。その第二期工事は、昭

和四十五年度にはじまり、昭和四十六年夏、残り敷地全体の造成と、テニス、バレーボール、ラグビー、サッカー、ハンドボール、野球、アーチェリーの各屋外施設の完成をみた。そして、同年八月二十八日の健志台グランド開きとなって現在に至る。なお、その後バレーボールコートはテニスコートに、ハンドボールコートは野球練習場に変更された。

第四節 高度経済成長時代のスポーツと教育課程の拡張

第一項 高度経済成長時代のスポーツ

敗戦によって疲弊した日本の経済は朝鮮戦争の特需によって息吹き、活況を呈するようになったが、時の内閣が所得倍增計画を発表していた昭和三十五年ころから国民の間でも豊かさが実感されるようになってきた。高度経済成長時代のはじまりである。三十九年の東京オリンピックを機に、首都圏の道路網や街並みは整備され、ビルディングの建築ラッシュに当該業界は賑わったし、名神高速道路と東海道新幹線の開通は話題をまいた。地方の人口は都市に集中し、首都圏は周辺地域を巻き込んで一気に膨らんでいった。

このような日本経済の進捗は多くの給与所得者を生み出し、人びとの生活を変えていく。2DKの鉄筋コンクリート建公営アパートに住み、テレビ・冷蔵庫・洗濯機（三種の神器）を備えれば、立派な文化人となった。また身の回り品が大量に出回るようになり、消費こそ「美德にして善なるもの」と考えられるようになった。都会人のこ

の考えかたが地方の人びとに浸透し、一億総消費者の時代を迎えることとなる。

職場への機械化の波は二つの面で人びとの労働の有り様に変化をもたらした。その一つは全身労働の機械をロボットに奪われ、手作業（小筋運動）に制限されたことである。そして他の一つは労働時間の短縮である。前者は現代人に深刻な運動不足をもたらし、労働生活の疎外感や複雑に入り組んだ人間関係からくるストレスと相俟って、『運動不足病』を抱え込んだ。後者のケースでは結果として余暇の増大を招き、その過ごし方が問われることとなった。労働に生きがいを見出していた会社人間はこの変化に遅れをとり、平均余命の延びによってもたらされた人生後半の余暇時間を持て余す。余暇時間の消費の有り方が深刻な社会問題となった。

かつて、健康の回復と余暇時間の消費にはスポーツが一拳両得とばかりに、再評価されるようになった。健康志向型のスポーツが従来の競技スポーツ志向に加えて登場してきたのもそのためである。若い女性を中心とした青年にはエアロビクスが、実年者にジョギングが、老人にはゲートボールが人気スポーツとなっている。

いっぽう、若者の中から競技スポーツ離れも起きてきた。競技スポーツの栄光の影に漂う悲壮感がかつての競技スポーツの担い手（学生）の『運動部離れ、同好会流行り』を促した。したがって、底辺を共有した二つの三角形の頂点に競技スポーツと健康志向型のスポーツを設けるだけでは、現代のスポーツを説明しきれなくなってきたのである。第三、第四の頂点が見え隠れしだした。このことは同時に、スポーツをする層の広がり、この層をねらった商いの限り無い可能性を示している。

スポーツ服のファッション化はもとより、スポーツをすることも、スポーツを観戦することもファッションとなった。この仕掛け人は、スポーツを有望な市場にみため、ここに新しい活路を見出そうとする企業である。スポー

ツ服をカジュアル・ウェアとして売り込み、日常服としてそのシェアを拡大した。

スポーツをする場も人びとを誘うべく設計され、しかもドーム球場にみられるように、現代建築技術の粋を凝らした運動施設が次々に竣工した。またリゾート施設の建設も地方公共団体によって試みられ、その際には決まって企業が絡んだ。村起こしのための企業誘致の一環としてのリゾート施設の建設である。

スポーツ関連業種とは無関係の企業もスポーツのイメージに自社の製品を重ねた。これを仕掛けたのは新たにスポーツ業界に参入をはかった広告代理店であった。世界に冠たる日本の大企業に呼び掛け、その資金力にものをいわせての国際大会の開催は、広告代理店の存在なくして語れない。その試合模様はテレビのブラウン管を通して競技場に設えられた協賛企業の看板の映像とともに各国に送信される、という仕掛けである。競技選手の商品的価値を高めたのも広告代理店であった。競技者の選手生命が短いことを考えれば、その商品価値の高騰化は、プロはもとより、アマチュアの選手にとっても歓迎すべきものといえる。一九七〇年の札幌オリンピックの時に、滑る広告塔としてアマチュア資格を剝奪された事件は遠い昔の話となり、今では賞金レースに出場したり、広告出演料を受け取るなど、金銭の面でプロとアマチュアとの区別をつけることが難しくなってきたといえよう。その反面、競技者にとって勝つことが商品価値を高める唯一の手立てであるために、生命の危険がひそむドーピングも辞さない風潮が出る始末である。現代のスポーツは新たな『病』を抱え込むことになったのである。とはいえ、高度経済成長の時代においてスポーツは人々の日常生活の中にまで入り込んできた点は歓迎されねばならない。自らスポーツをするにしても、スポーツを観戦するにしても、新聞を通してスポーツを読むにしても、いずれもが人々の生活のサイクルに組入れられているのである。したがって、スポーツに対する期待も多様化し、スポーツの指導者を養成す

る機関に対する人々の期待も多岐にわたりはじめたといえよう。本学も体育学部に従前からの体育学科、健康学科、武道学科の外に、新たな学科を設置する必要性が生じてきたし、増大する体育・スポーツの指導者志向に対応するために学部の入学定員の総枠を拡大するようにせまられるようになったといわねばならない。

第二項 社会体育学科の増設と体育学部の入学定員枠の拡大

昭和四十九年十二月、社会体育学科の増設が認可された。これは日本のスポーツが学校という枠を越えて普及・発達しはじめたことに対応した措置である。日本経済の高度成長に伴い人びとの年間労働時間は著しく減少し、これによって得られた時間は「余暇」としてうけとめられるようになった。余暇は労働時間の短縮によって得られた恩恵とばかりに、休暇明けの労働の効率の立場から論じられるようになった。いわゆる「余暇善用論」の登場である。労働形態が機械化され、これによって全身運動の機会が奪われてしまった勤労者に対する補償運動としてスポーツが見直された時代とは、その主張するところは異なっているのである。したがって、余暇善用とは日常的労働に疲れた身体の健康回復が主目的ではなく、日常的労働を忘れ、精神を爽快にして翌日の労働に備えることが主目的となっている。だから、身体の健康回復を前提にした健康学科では、余暇善用論に対処する内容をフォローできないことになり、それがレクリエーション学科の設置となって具体化されていくことになる。ここでいうレクリエーション学科とは学校体育に対応して用いられる社会体育に関する学科をさす。したがって、学校以外で行われている実業団スポーツなどの競技スポーツはレクリエーションの枠組みから外れ、社会体育学科の実技科目からも除外されることになる。本学が目指した社会体育学科は「社会」体育を「学校」体育の枠外としてとらえる

のではなく、「社会体育」を「レクリエーション」としてとらえ、生涯体育の一翼を担うものとして設置されるにいたっているといえそうである。

社会体育学科増設当初の授業科目を学則から拾い出してみよう。

社会体育学科の専門教育科目

科	目	単	位
体	体育原理	二	必修 選択
体	体育史	二	
体	体育心理学	二	
体	体育測定	二	
体	体育行社	二	
体	体育衛生	二	
体	体育	二	
キ	体育	二	
救	体育	二	
栄	体育	二	
コ	体育	二	
発	体育	二	

器	体	VI	V	IV	III	II	I		II	I		III	II	I	II	I
	育	衛	体	体	体	社	体	社	民	公	社	用	野	屋	会	心
	实		育	育	育	会	体	会	間	共	体		外	内	体	身
	技	生	測	心	生	体	学	体	組	組	育	具	資	屋	育	障
械			定	理	理	育	实	育	織	織	組	源	源	外	環	害
		实	实	实	实	調	験	調	運	運	織	環	環	施	境	者
		験	験	験	験	査	実	査	営	営	運	境	境	設	体	
運		験	験	験	験	査	実	査	論	論	営	論	論	設	育	
						実	験	実	論	論	論	論	論	論	論	
動						実	験	実	論	論	論	論	論	論	論	
操						実	験	実	論	論	論	論	論	論	論	

(社体一年のみ)

— —

— — — — —

二
科目選択

二

— —

一
科目選択

二

— — — — —

一
科目選択

二

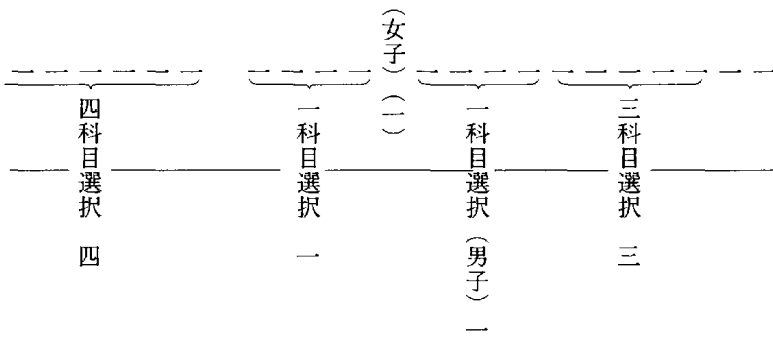
— — — — —

一
科目選択

二

野	卓	簡	オ	フ	ゴ	学	バ	テ	ソ	レ	ダ	レ	相	剣	柔					球	水	陸
		易	リ	オ	実	内			ク										技			
		ス	エ	一	技		ド	フ	リ		ス								ラ	サ	ハ	バ
		ポ	ン	ク			ミ	ト	エ												ン	バ
		一	テ	ル			ニ	一	一												グ	ッ
		ツ	一	ダ			ン	ボ	シ												ド	ッ
		ゲ	リ	ン			ト	一	ョ												ボ	ト
		一	ン						ン												一	ボ
									実												一	一
球	球	ム	グ	ス	フ	ン	ス	ル	技	ス	グ	撲	道	道	一	一	ル	ル	ル	ル	ル	泳

上
競



ア
ー
チ
エ
リ
ー

学
外
実
技

雪
上
活
動
(ス
キ
ー
ト)
氷
上
活
動
(ス
ケ
ー
ト)
海
辺
活
動
(水
上
・
水
中
ク
ラ
フ
ト)
林
間
活
動
(キ
ャ
ン
プ
ク
ラ
フ
ト)

関
連
科
目

予
防
医
学
児
童
福
祉
学
労
働
法
規
定
学
自
然
研
究
生
学
外
実
技

(ス
キ
ー
・
ス
ケ
ー
ト
・
ウ
ォ
ー
タ
ー
フ
ロ
ン
ト
・
キ
ャ
ン
プ
)

ス
ポ
ー
ツ
マ
ッ
サ
ー
ジ
ス
ポ
ー
ツ
マ
ッ
サ
ー
ジ
ス
ポ
ー
ツ
マ
ッ
サ
ー
ジ
ス
ポ
ー
ツ
マ
ッ
サ
ー
ジ
年
動
技
心
能
理
論

二

二
科
目
選
択
二

二
二
二
二
二
二
二
二
二
二
二
二

二
科
目
選
択
四

公認指導者講座		計	七四	二四				
公認審判資格取得講座	実							
体	育	技	各	種				
ス	ポ	ツ	ト	レ	ー	ナ	ー	二
水	難	救	助	員	二	二	二	二
ス	キ	ー	指	導	者	二	二	二
キ	ヤ	ン	プ	カ	ウ	ン	セ	ラ
ヘ	ル	ス	ト	レ	ー	ナ	ー	二

この授業科目は社会体育学科が実質的にレクリエーション学科として増設されたことを教えていよう。とまれ、その定員を八〇名として発足した社会体育学科の増設だけでは、急増してきた体育・スポーツの方面への進学希望者を受け入れができなかった。そこで、取り組まれたのが体育学部の総定員数の拡大であった。体育学科、健康学科、武道学科の入学定員が増員されることになるわけである。高度経済成長時代においてスポーツは有力な産業となり、スポーツ関連業種も多岐にわたるに及んで、この分野に大いなる発展が見込まれるようになった。これが背景となつて、体育大学へと進学する志願者が増えたとみなければならぬ。体育教員志向は依然として跡を断つことはないが、教員になり得る総枠に限りがある現状において、総ての入学者が教員への道を歩み得ないのは当然である。このことを承知の上で体育大学へと進学する背景にはスポーツに漂う明るいイメージと、スポーツ産業

第三項 教育研究施設の拡充と整備

体育学部の学科増設を達成した本学は教育研究の質的充実へと向かった。その一つは日本体育大学体育研究所と日本体育大学図書館の整備であった。この一方で、研究者の養成にも着手、大学院設置の前段階としての体育専攻科を体育学部を増設し、さらには大学院体育学研究科を設置している。以下、この点を素描してみよう。なお、これらの問題に関しては第一部「学校法人日本体育会の沿革」で取り上げられているので、詳しくは第一部に譲らねばならない。

(一) 体育研究所と図書館の整備

本学の体育研究所と図書館の設置は昭和二十四年四月まで遡ることができる。日本体育専門学校が日本体育大学へと昇格した時点である。国が体育大学の設立を認可することは同時に「体育学」を「学問」として承認することでもあったために、体育の専門学校ではなく大学としてその設立を認可するにあたって、文部省は大学としての認可条件の一つとして体育研究所と図書館の整備・充実を提示したからである。大学は研究機関としての機能を有しているために、学問研究のための客観的条件が整っていなければならなかったのである。

しかし、このような国の体育大学による期待とは裏腹に、現実には体育研究所と図書館の規定のみがあるだけでその実質はないに等しかった。これが充実へと向かうのは日本体育大学が土浦から深沢へとキャンパスを移転してからであった。しかし、整備・充実の本格化は昭和四十年代までまたねばならなかった。体育研究所の場合には昭和四十六年に松岡脩吉氏を所長として招聘してからであった。その後、正木健雄所長の時代をへて石井喜八所長の現在に至るが、本学独自の研究体制が着々と整備されつ、あるといえよう。昭和四十八年に創刊された体育研究

所の研究活動報告書『日本体育大学体育研究所報』は平成三年三月現在で十六号を数え、研究の成果も蓄積されつゝある。いっぽう、図書館の整備・充実は昭和四十年代後半から始まった。兼任の教育職員ではなく、専任の事務職員（司書）が図書館業務にあたり、事務長制がひかれた昭和五十一年四月からは、本学図書館の管理運営が格段に整備され、蔵書の質も著しく充実せしめられていった。体育・スポーツ関係の図書の充実は他大学を凌ぎ、日本体育図書館協議会の代表幹事館として重要な役割をはたし、研究情報の収集とサービスに著しい成果をあげてきた。多くの研究者が折に触れて利用している『日本体育図書館協議会雑誌目録』の『外国雑誌編』と『和文編』の刊行は本学図書館が中心となって行われた当該協議会の事業であった。また、本学には昭和四十年代後半から稀覯本・貴重書の蒐集が開始されてきたが、昭和六十二年四月には『日本体育大学所蔵特別図書目録』が刊行されるに及んでいる。

このようにして、本学における研究のための基礎的環境が整備されてきた。これと並行して推し進められてきたのが研究者の養成である。体育学部には体育専攻科を増設して、体育学部を卒業してからも研究に従事したいという学生のニーズに添えてきた。そしてさらに本学は大学院体育学研究科の設立へと向かうことになる。

(二) 体育専攻科の設置

昭和四十六年四月、体育学部には体育専攻科（定員、二〇名）が増設された。この教育課程の修了者は高等学校教諭一級普通免許状（保健体育）が授与されるが、前述の如く、大学院体育学研究科設置の先駆として体育専攻科の増設をみているために、開設の当初においては授業の内容は大学院の授業が意識されたという。在学生の意識の中にも、大学院としての機能が期待されていた。専攻科を出て、中学や高校の教師になる意思はない、大学に勤める

のだ」と。現実に大学の教員として体育専攻科を巢立っていったケースもあり、その意識はあながち無謀なものとはいえなかったのである。体育専攻科の学則を次に掲げよう。

日本体育大学体育専攻科規則 (昭和四十六年三月十三日文部省受理)

第一章 目的

第一条 本学専攻科は本学教育の基礎の上に保健体育に関する高度の専門的学術を教授研究し、これに関する専門技能者を養成することを目的とする。

第二章 組織及び学生定員

第二条 本学に次の専攻科をおく

体育専攻科

第三条 専攻科には次の専攻課程をおく

体育専攻課程

第四条 体育専攻科の学生定員は次のとおりとする。

体育専攻科 体育専攻 二〇名

第三章 学科目単位数および履修方法

第五条 体育専攻科の学科目、単位数および履修方法は次のとおりとする。

1. 学科目 2. 単位数

体育学特論 四

体育史特論 四

体育心理学特論 四

衛生学特論	四
運動生理学特論	四
健康教育特論	四
社会体育論特論	四
保健体育科教育論	四
体育方法学特論	二
西洋体育史演習	二
体力測定演習	二
キネシオロジー演習	二
体育管理学演習	二
体育方法学演習	四
レクリエーション論演習	二
社会体育論演習	二
衛生学実験	二
生理学実験	二
キネシオロジー実験	二
心理学実験	二
研究論文	六
3. 履修方法	

イ、学生は一年以上在学し、指導教官の指導に従い、三〇単位以上を履修しなければならない。
 ロ、単位履修の方法は次のとおりとする。

- (1) 講義については、四学科目一六単位以上
- (2) 演習および実験については、四学科目八単位以上
- (3) 研究論文 六単位
- (4) 講義演習および実験については、二科目以内は体育学部の同一科目の単位をこれにあてることができる。

第四章 課程修了の認定

第六条 各履修学科目の可否の認定は、筆記もしくは口頭試験または研究報告によるものとする。

第七条 各履修学科目の認定は、学期末または学年末に行なう。

第八条 成績の単位については別に定める。

第九条 各履修学科目の認定に合格し、三〇単位以上を取得した者に対しては修了証書を授与する。

第五章 入学、休学および退学

第一〇条 入学の時期は毎年四月とする。

第一一条 入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ専攻課程を履修するに適當と認められた者とする。

1. 新制大学を卒業した者。
2. 新制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
 - (イ) 旧大学令による大学を卒業した者。
 - (ロ) 旧高等師範学校規定による高等師範学校専攻科を卒業した者。
 - (ハ) 旧中学校令による中学校もしくは高等女学校を卒業した者または旧専門学校入学検定規程によりこれと同等以上の学力を有する者と検定された者を入学資格とする旧専門学校令による修業年限五年以上(子科の修業年限を含む)の専門学校を卒業した者。

(二) 外国において学校教育における十六年の課程を終了した者。

第十二条 前条の入学志願者について入学試験を行なう。

二、入学試験に関する規程は別に定める。

第十三条 入学を許可される者は、所定の入学成績の結果により合格の判定を得た者でなければならない。

二、前項の者は所定の期日までに所定の書類に入学金その他学費を添えて、入学手続をしなければならない。

三、前項の手続を履行しない場合は、入学を許可しない。

第十四条 学生の保証人は、学生にかかわる一切の責に任じ得る者二名とし、うち一名は父兄、親族またはこれに準ずる者とする。

二、保証人が死亡その他の事由によつて、その責を果たすことができなくなった場合は新たに保証人を定め直ちに保証人変更届を提出しなければならない。

第十五条 日本体育大学学則第十七条から第二十一条までの規程は専攻科の休学、進学、除籍にこれを適用する。

第十六条 本学専攻科における同一専攻科の最長在学期間は二カ年とする。

第六章 入学検定料・入学金・授業料

第十七条 本学に入学を志願する者は、入学検定料を納めなければならない。

第十八条 入学を許可された者は所定の期日までに入学金を納めなければならない。

第十九条 学生は授業料を所定の期日内に納めなければならない。

第二〇条 入学検定料、入学金および学費の納入については、別表のとおりとする。

第七章 教員組織

第二一条 本学専攻科の授業及び研究指導を担当する教官は、本学の教授、助教授及び講師の中からこれにあ

てる。

研究指導を担当する教官（指導教官）は、各課程における研究指導の責任を負う。

第八章 運営組織

第二二条 本学専攻科の管理は、その専攻科の所屬する学部教授会がこれにあたる。

第二三条 学部教授会は専攻科に関し、次の事項を審議する。

1. 学科課程及び試験に関すること。
2. 課程修了の認定に関すること。
3. 指導教官に関すること。
4. その他専攻科に関する重要事項。

付 則

この規則は、昭和四十六年四月一日より施行する。

別表

入学検定料	八、〇〇〇円
入 学 金	五〇、〇〇〇円
授 業 料	一〇〇、〇〇〇円

ただし経済事情により変更する場合がある。

(三) 大学院体育学研究科の設置

体育専攻科に大学院体育学研究科の機能を委ねようとも、大学院の代用にはなり得ない。ために、大学院の設置が急がれることとなった。昭和四十八年秋に松岡脩吉体育研究所所長を中心に大学院設置のための準備委員会が起

こされ、翌四十九年十一月三十日に申請、五十年三月二十五日付でその設置が認可されている。かくて、昭和五十年四月に入学試験を実施して、翌五月に開講の運びとなった。『日本体育大学大学院体育学研究科体育学専攻』の定員は十二名で、院生はそれぞれ体育学コース、体力学コース、体育方法学コース、社会体育学コースの四コースに分かれて専修することになっている。なお、昭和五十三年度から「健康学」専修コースが増設され、これを機に入学生定員も二十五名に増員された。そして平成二年には専修コース名（体育学、スポーツ科学、スポーツ運動学、社会体育学、健康科学、保健体育科教育学）の変更と増設をはかり、授業科目の新設と名称変更も併せて行っている。昭和五十二年三月に最初の修了生を出して以来、平成三年三月までに延べ二七四名に「体育学修士」の学位が授与された。その修了生の内、大半が大学の教員として奉じ、教育研究に従事している。日本体育会体操練習所の創設以来、今日でいう高等教育機関に教員を送り込んできた本学の伝統は大学院の設置を機会に再び伝統を継承することになったのである。最初の大学院の学則を次に掲げておこう。

日本体育大学大学院学則

(昭和五十年三月二十五日認可)

第一章 総則

第一節 設置

(設置)

第一条 日本体育大学学則第二条第二項の規定に基づき、日本体育大学大学院学則を定める。

第二節 目的

(目的)

第二条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第三節 構成

(構成)

第三条 大学院に体育学研究科を置く。

2 研究科は、二年の課程(修士課程)とし、次の専攻を置く。
体育学専攻

第四節 研究科委員会

(研究科委員会)

第四条 大学院の運営のために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会については、別に定める。

第二章 研究科

第一節 学生定員、修業年限および在学期間

(学生定員)

第五条 学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 総定員

体育学専攻 一二名 二四名

(修業年限)

第六条 修業年限は、二年とする。

(在学期間)

第七條 学生は、四年をこえて在学することはできない。

第二節 学年、学期および休業日

(学年)

第八條 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第九條 学年を分けて、次の二学期とする。

前学期 四月一日から九月三十日まで

後学期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第十條 定期休業日は、次のとおりとする。但し春季、夏季および冬季の休業期間は、変更することができる。

国民の祝日に関する法律に定める日

日曜日

創立記念日 九月二十日

春季休業日 三月十日から四月五日まで

夏季休業日 七日一日から八月三十一日

冬季休業日 十二月二十三日から翌年一月七日まで

2 臨時休業日については、その都度学長が定める。

第三節 入学、休学および退学

(入学等の許可)

第十一條 入学、休学及び退学は、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(入学の時期)

第十二条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第十三条 入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

一、大学を卒業した者

二、外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者

三、昭和二十八年文部省告示第五号により文部大臣の指定した者

(入学の出願)

第十四条 入学志願者は、別に定めるところにより、入学願書に検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第十五条 入学志願者については、学力検査および健康診断等を行なう。

(入学の許可)

第十六条 入学者の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納めた者について入学を許可する。

2 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

(休学)

第十七条 疾病その他止むを得ない理由により、二ヶ月以上修学出来ない者は、許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第十八条 休学期間は、一年以内とする。但し特別の理由がある場合は許可を得て引き続き休学することができる。

2 休学期間は、二年をこえることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第十九条 休学期間の満了した者は、届出なければならぬ。

休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(願いによる退学)

第二十条 退学しようとする者は、願い出で許可を受けなければならない。

(大学の命ずる退学)

第二十一条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

一、病気その他の理由で成業の見込みがないと認められる者

二、授業料の納入を怠り、催告を受けてもなおこれを納入しない者

(死亡等による除籍)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、その学籍を除く。

一、死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

二、在学期間が四年をこえる者

第四節 教育課程および履修方法

(授業科目および単位数)

第二十三条 授業科目および単位数は、別表第一のとおりとする。

2 教職に関する専門科目及び単位数は、別表第二のとおりとする。

(単位の計算方法)

第二十四条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

一、講義は、毎週一時間十五週をもって一単位とする。但し授業科目によっては、毎週一時間半又は二時間十五週をもって一単位とすることができる。

二、演習は、毎週二時間十五週をもって一単位とする。但し授業科目によっては、毎週一時間十五週をもって一単位とすることができる。

三、実験、実習、製図および実技等は毎週三時間十五週をもって一単位とする。

(履修単位)

第二十五条 学生は、第二十三条第一項に規定する授業科目について三十単位以上を取得しなければならない。
2 教育職員免許法に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、前項に定めるもののほか、別に定めるところにより授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

(単位の授与)

第二十六条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に単位を与える。

(成績)

第二十七条 授業科目の履修成績は、A・B・C・Dの評語で表わし、C以上を合格とする。

(授業日数)

第二十八条 一年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、三十五週にわたり二百十日を原則とする。

(その他の教育課程および履修方法等)

第二十九条 この節に定めるもののほか、教育課程および履修方法等に関する事項は、別に定める。

第五節 課程の修了および学位の授与

(課程の修了)

第三十条 一年以上在学し、第二十五条に規程する単位を取得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文の審査および試験に合格した者は、研究科委員会の議を経て修了を認める。

(学位の授与)

第三十一条 修士課程を修了した者には、別に定める日本体育大学学位規程により、体育学修士の学位を授与する。

第六節 厚生補導

(厚生補導)

第三十二条 大学院は、学生の厚生補導に関して助言指導を行なう。

(学生寮)

第三十三条 学生寮については、日本体育大学学則の規定を準用する。

(保健)

第三十四条 保健については、日本体育大学学則の規定を準用する。

第七節 賞 罰

(表彰)

第三十五条 学長は、学生の行為について、研究科委員会の議を経て表彰することがある。

(懲戒)

第三十六条 次の各号の一に該当する者については、学長は研究科委員会の議を経てこれを懲戒する。

- 一、 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二、 正当な理由がなく出席常でない者
- 三、 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった者

2 懲戒は退学、停学および訓告とする。

第八節 検定料、入学金および授業料

(検定料)

第三十七条 検定料は、別表第三のとおりとする。

(入学金)

第三十八条 入学金は、別表第三のとおりとする。

(授業料)

第三十九条 授業料は、別表第三のとおりとし、次の二期に分けて納入するものとする。

前期 (四月一日から九月三十日まで)

四月中納入

後期 (十月一日から翌年三月三十一日まで) 十月中納入

(退学等の場合の授業料)

第四十条 退学を許可された者、退学を命ぜられた者、除籍された者又は停学中の者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第四十一条 休学を許可された者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

(その他の費用)

第四十二条 入学金、授業料のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

2 前条に規定する納入金の種類、金額および納入方法等については、別に定める。

(既納の授業料等納入金の不還付)

第四十三条 既納の授業料等納入金は、理由の如何を問わず還付しない。

第九節 委託生、聴講生および外国人学生

(委託生)

第四十四条 公の機関又は団体等が、その所属職員の教育の委託を願ひ出たとき、研究科の教育に妨げのない

限り、選考のうえ委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第四十五条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者が、本大学院において、一科目又は数科目を選んで聴講することを願ひ出る者があるときは、研究科の教育に妨げのない限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(外国人学生)

第四十六条 外国人学生については、定員外とすることができる。

2 外国人学生の入学については、別に定める。

第三章 改 廃

(改 廃)

第四十七条 この学則の改廃は、研究科委員会の議を経て行なう。

付 則

この学則は、昭和五十年四月一日から施行する。

別表第一 授業科目および単位数

学科日名	授業科目名	単位数
体育学	体育原理特論	二
	同 演習	二
	体育史 特論	二
	同 演習	二

	体育心理学特論	二
	同 実験	二
体力学	体力学特論	二
	同 実験	二
	運動生理学特論演習	二
	身体動作学特論演習	二
	発育発達特論	二
	運動栄養学特論	二
体育方法学	体育方法学特論	二
	同 演習	二
	体育管理学特論演習	二
	コーチング特論	二
	同 演習	二
	運動衛生学特論	二
社会体育学	社会体育学特論	二
	同 演習	二
	レクリエーション特論演習	二
	トレーニング特論演習	二
	スポーツ障害特論	二

別表第二

教職に関する専門科目および単位数

教育原理	三単位
教育心理学	二単位
青年心理学	二単位
体育科教育法	三単位
保健科教育法	二単位
教育実習	三単位
計	十五単位

別表第三	検定料、入学金および授業料
	検定料 一五、〇〇〇
	入学金 六〇、〇〇〇
	授業料 一二〇、〇〇〇

日本体育大学大学院体育学研究科は二年制の修士課程しか持たない。ために、この課程は「高度の教育技術を身につけた教員の養成」が第一義的課題となり、「研究者の養成」が第二義的な課題とされる。したがって、研究者の養成に本腰を入れるためには博士課程の設置が急がねばならない。本学に対する斯界の期待が大きいだけに近い将来において博士課程設置が実現することになるであろう。